

ご意見の概要

1. ①の要件に規定する区域の範囲に関するご意見について

おおむね30Kmというように距離を限定しているが、放射能被害は風に乗って移動する放射性物質によってもっと広範囲に広がる。30Kmは小さすぎる。100Kmとすべきである。

政令で定める都道府県の要件として、「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」となっているが、2011 年 3 月の福島の事故において米国が最悪の事態を考慮して米国人に対して 80km 圏内よりの退避を促した事実を鑑みると、政令で定める都道府県の要件として、「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 80km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」と 30km を 80km に拡大すべきである。

今般の原子力発電所事故において、その影響が広範囲に及んだとされる距離は「原子力施設から概ね 30km」に留まりません。福島原発事故の放射性物質が東京都までも飛来している事を鑑みると少なくとも半径 300km の地域の都道府県知事(関係周辺都道府県知事)も、新たに事業者防災業務計画の協議先に加えることを要望する。

意見内容

- (1) 区域の範囲は、30km では不十分であり、①は「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から最低 50km との区域の全部又は一部をその区域に含むこと」すべきである。
- (2) ①を区域の範囲を最低 50km とした上でさらに、「過酷事故が発生した場合を想定した SPEEDI/WSPEEDI による試算をし、その影響範囲の全部または一部をその地域に含むこと」とする項目を追加すべきである。

理由

(1)この改正の根拠とされている「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」(「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について中間とりまとめ)では、「UPZ の外においても、事故発生時の初期段階では放出された放射性核種のうちプルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくの影響が想定される。」「東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEA の安定ヨウ素剤予防服用の新たな判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から概ね 50 kmに及んだ可能性がある」と記されている。また、東京電力福島第一発電所事故により計画的避難区域となった飯館村も 50km 圏である。よって、30 kmでは不十分であり、最低 50km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと、とすべきである。

(2) 東京電力福島第一発電所事故では、被害は同心円に広がるわけではないことが確認された。よって、50km 圏内を最低としたうえで、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)またはWSPEEDIでシミュレーションを実施し、より地勢や気象に即した放射性物質の拡散範囲を把握し、その拡散範囲に一部または全部を含む都道府県も協議の対象に含めるべきである。

区域の範囲は、30kmでは不十分であり、「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から最低 60kmとの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」すべきである。さらに、「過酷事故が発生した場合を想定した SPEEDI/WSPEEDI による試算をし、その影響範囲の全部または一部をその地域に含むこと」とする項目を追加すべきである。

(該当箇所)

(一) 実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むことについて(意見内容)(1) 区域の範囲は、30 kmでは不十分であり、(一)は「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から最低 80km との区域の全部又は一部をその区域に含むこと」すべきである。(2) (一)を区域の範囲を最低 80km とした上でさらに、「過酷事故が発生した場合を想定した SPEEDI/WSPEEDI による試算をし、その影響範囲の全部をその地域に含むこと」とする項目を追加すべきである。(理由)(1)この改正の根拠とされている「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」(「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について中間とりまとめ)では、「EPZ の外においても、事故発生時の初期段階では放出された放射性核種のうちプルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくの影響が想定される。」「東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEA の安定ヨウ素剤予防服用の新たな判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から概ね 50 kmに及んだ可能性がある」と記されている。また、東京電力福島第一発電所事故により計画的避難区域となった飯館村も 80km 圏である。そして米軍の避難は 80 kmであった。よって、30 kmでは不十分であり、最低 80km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とすべきである。

「緊急防護措置を準備する区域を原子力施設から概ね30kmに設定する」ことから、協議の対象の要件の一つを、「原子力事業所から30kmの全部又は一部をその区域に含むこと」とされているが、これを「原子力事業所から最低50kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とすべきである。

<理由> 福島事故に関して、米国NRCの計算で、80km圏外にと米国人の避難勧告が出されたのは、間違っただけではなかったと、私は推測する。日本は当初まともに放出の測定をしていなかったのだから、30kmで大丈夫ですと云える根拠をもたない。そのことは、飯館村の汚染のひどさを視野に入れば、容易に理解できることではまず。100km圏でも、ホット・スポットがあったと聞く。国の当初の約束からすれば、つまり、原発からの放射能は自然放射線のレベルですということ、スタートしたのだから、それを守ってもらうとすれば、700km圏で要求しても間違っただけではないはずである。

(該当箇所)

実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと

(意見内容)

区域の範囲は、「30Km」では不十分であり「50Km」とすべきである。

(理由)

東京電力福島第一発電所事故により計画的避難区域となった 50Km 区域がある。したがって、30Km では不十分である。

東電福島第一原発事故における事例、チェルノブイリ、スリーマイル・アイランドでの事例を鑑み、影響を受ける可能性のある区域は距離という一つの単位でなく、様々な条件における潜在的影響を受ける範囲を含めるべきである。

また、大気、水質、土壌などの放射能汚染の拡散可能性、避難住民の受け入れ対応自治体へのインパクトも考慮すべきである。

その上で原発からの距離をひとつの線引きとするならば、最低 80km(米国におけるひとつの基準である 50 マイル退避区域)を設定し、これに一部でも含まれる自治体も、該当区域として含めるべきである。

範囲を 30km に限定する根拠がありません。今回の福島原発事故をみれば危険性は最大限見積もるのが当然です。

[1]については、東電福島第一原発事故により約 80km 離れた福島県中通りでも深刻な放射能汚染を引き起こしている状況から、最低 80km とすること。

区域の範囲は、30km では不十分で、1は「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から最低80kmとの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」すべきである。

理由 福島原発事故においても、汚染は風下に広がっており、米国は事故直後、原発から半径80km以内には立ち入り禁止とした。実際、80km圏を超えて、放射線管理区域と同じ汚染地域となっている。

協議対象範囲は30km でなく80km とすべき。なぜなら去年の福島の事故の時、アメリカは自国民に対して80 km圏外に逃げることを指示したからである。

原子力事業者防災業務計画作成の際には、電力会社が、原子力発電所から最低 50km 内にある自治体および、事故の際に放射性物質が拡散することが想定される自治体に意見を聴取することを義務づけてください。

○2ページ目 2. 政令で定める要件 ①の項について

原子力事業所から「概ね30kmの区域」ではなく、「30kmの区域」を含むとされていることについて

・意見内容およびその理由

UPZの範囲については、原子力施設からの距離で一律同心円的に判断するのではなく、科学的な根拠等に基づき、相当な影響が予測される地方自治体がUPZの具体的な範囲となるよう弾力的に運用すべきである。原子力安全委員会による「防災指針見直しの間とりまとめ」(平成24年3月22日)においても、「原子力施設から概ね30km」と明記されている。

したがって、政令で定める関係周辺都道府県の要件については、原子力事業所から一律「30kmの区域」とするのではなく、「概ね30kmの区域」とすべきである。

東京電力福島第一原発の原発事故により拡散した放射性物質は遠く関東地方まで拡散し、ホットスポットを形成している。よって、区域の範囲は、30km では不十分であり、最低限 100km 程度まで広げる必要がある。さらに、SPEEDI による拡散シミュレーションにより過酷事故時の放射性物質の拡散範囲を気象条件を変えて想定し、その際に放射性物質の拡散が懸念される自治体も区域に含めるべきである。

1 該当箇所

政令で定める要件①の「30km」

2 意見内容 政令で定める要件①の「30km」を「80km」とすべきである。

3 理由

ア 今回の改正の目的は、原子力災害対策特別措置法第7条第2項に基づき原子力事業者が「原子力事業者防災計画」を作成するに際し、あらかじめ協議すべき対象都道府県を定めるものとされている。そして、上記「30km」という案が作成された背景は、「原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ」が定めた「緊急防護措置準備区域」に合わせたからという。

イ ところで、平成24年3月22日付け「原子力施設等の防災対策についての見直しに関する考え方について中間とりまとめ」21頁によれば、「原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ」が「緊急防護措置準備区域」を原子力施設から概ね「30km」に設定した理由は、もっぱらIAEAの基準等を参考にしたのみであり、気象条件や、今回の福島第一原子力発電所事故の実際の状況については、全く考慮されていない。

そもそも「緊急防護措置準備区域」とは、国際基準に従って線量を回避するために、緊急防護措置を迅速に実施するための整備がなされていなければならない区域のことである。その整備には、「安定ヨウ素剤の備蓄」も含まれるが、上記中間とりまとめの22頁では、IAEAの安定ヨウ素剤予防服用基準(50mSv)によれば、今回の福島第一原子力発電所事故の実際の状況に鑑みると、安定ヨウ素剤を準備しておくべき範囲は、原子力施設から「30km」圏内では足りず、概ね「50km」に及んだ可能性があるとは指摘されている。しかも、WHO(世界保健機構)の小児や妊婦、授乳中の女性についての安定ヨウ素剤予防服用の基準は10mSvであるから、原子力施設から「30km」圏内で足りるはずは全くない。

ちなみに、現在「居住制限区域」に指定されている福島県飯館村前田(福島第一原子力発電所から約45km)は、「30km」圏内に含まれない。また、「特定避難勧奨地点」に指定された「伊達市霊山町下小国」は、福島第一原子力発電所から約56kmである。

ウ では、原子力事業者の防災業務計画の策定に際し、原子力事業者に、原子力施設から概ね何kmに位置する都道府県との協議を義務付けるべきか。

まず、「緊急防護措置準備区域」に縛られる理由は全くない。

上記中間とりまとめの22頁も、気象条件等の影響から「緊急防護措置準備区域」外でも安定ヨウ素剤を備蓄しておく必要性について指摘している。加えて、福島第一原子力発電所の事故が今回の程度で収束したことは、不幸中の幸いであった。これらに鑑みれば、本件で福島第一原子力発電所の放射性物質放出の影響を考慮することは当然に必要であるが、今回の事故の影響だけを基準にしても不足がある。

したがって、「50km」よりも広く、原子力施設から概ね「80km」とすべきである。

なお、原子力災害対策特別措置法第7条第2項の規定の趣旨を、原子力事業者により作成される「原子力事業者防災計画」の内容と、都道府県が作成した「地域防災計画」の内容との整合を図るためであると解するならば、上記「原子力事業者防災計画」の策定に対し、住民の安全を守る責任のある都道府県の範囲も可能な限り広く認められなければならない。

電力会社が原子力事業者防災業務計画の策定や修正をするとき、意見・同意を求める範囲を30キロメートル圏内の自治体とする案を検討されているようですが、福島事故で明瞭なように、一旦シビアアクシデントが発生した場合、100キロメートル以内でも狭いほどの被害をもたらすことを考えれば、少なくとも50キロメートル程度は絶対に理解・同意を求めるべき範囲だと思います。

今回の福島第一原発事故で、放射性物質の飛散地域は同心円の範囲ではないことが明らかになりました。現に計画的避難区域となった飯館村は、福島第一原発から約 50km のところにあります。つまり、この結果からもこの度の原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正(案)にある「区域の範囲を 30km とする」は不十分であり、区域の範囲は最低 50km としたほうがよいと考えます。

本改正には、被害が同心円状に及ぶものとして、福島第一原発事故の際のスピーディーのデータが生かされていなかった教訓に対する反省がない。風向き等で非常に広範囲に放射性物質が拡散し、改正案のようなEPZの範囲を30キロの同心円圏内に限定する科学的根拠に欠けている。よってより広い約100キロ圏内の市町村や県を協議先として規定することを提案する。

・意見内容

30km ではなく、50km とすること

・理由

案では 30km の根拠として、本年3月原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループにおけるUPZの範囲の目安を「原子力施設から概ね 30 km」としたことを挙げている。しかし、同ワーキンググループにおいては、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置についても考え方が述べられ、住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画を予め策定する必要性を指摘している。その範囲については、東京電力福島第一原子力発電所の事故においては概ね 50 kmに及んだ可能性がある」としている。このように 50km の区域においても、実質的には UPZ とほぼ同等の原子力災害予防対策について検討しておくことが必要であると認めている。このことが、30km ではなく 50km とすることの理由である。また、福島第一原発の事故はこれまでに於いて最大規模の事故であったが、今後発生する事故の規模がこれを超えないと予測できる合理的な理由は見当たらない。事故が発生した際に被害を受ける自治体が漏れなく協議体としてカバーされるように、配慮すべきであろう。

(意見) 原子力事業者が防災業務計画を策定・修正するにあたり協議すべき都道府県を、原発から30km圏に限定すべきではない。より現実に即した範囲とすべきである。(理由)「30kmの区域の全部又は一部をその区域に含む」では、対象とする都道府県の範囲がせますぎる。実際に福島第一原発事故によって放出された放射能は、風向きによって30kmをはるかに超える範囲まで広がった。計画的避難区域に指定された飯館村などは50km圏である。安定ヨウ素剤の服用基準である甲状腺の等価線量50mSvを超える範囲も、概ね50kmに及んだとされている。しかも今回の福島原発の事故は最悪の過酷事故ではない上、安定ヨウ素剤の服用基準についても小児についてはWHOでは10mSvを推奨しており、50kmという範囲でも十分とは言えない。福島原発事故の教訓を踏まえ、現実に起こりうることに備えるならば、原発ごとに気象条件や地形条件などを入力したSPEEDI及びより広い範囲を想定するWSPEEDIを活用し、最も影響範囲の広い過酷事故時のシミュレーションを行った上で、その結果をもとに協議対象とする都道府県を決めるべきである。その際の被ばく線量等の基準については、公開された議論と国民の合意を経た上で決定する必要がある。ここでは、「SPEEDI(WSPEEDI)による過酷事故の試算結果をもとに影響範囲を受けうる範囲を推定し、その区域の全部又は一部

をその区域に含むこと」を条件とすべきである。

区域について

福島第一原発の爆発事故後、意見を聞くべき自治体の範囲は 30 キロでは不十分である事が私達国民に明らかになった。

最低でも 80 キロと考える。80 キロの区域の全部、又はその地域を含むことにすべきである。

何故ならば昨年 3 月 12 日、14 日の原子炉の爆発により放射性物質ヨウ素 131 は福島第一原発から風に乗らず北西に流れた。その後南下し、さらに北上し放射性物質は広く拡散された。福島第一原発から 50 キロの地、飯館村は計画的避難区域となった。50km を超える地域にもホットスポットは広がり 100km 付近にまで拡大されている。例えば千葉県柏や流山などである。又ヨウ素剤の服用が実施されたのは三春町だけである事を記憶にとどめておく必要がある。福島第一原発の爆発後、米国は米国人及びその家族を 80km 圏内からの避難を実行した。結果的に米国政府は米国自国民の保護に責任と実行を私達日本人に見せてくれた。50km では十分とは言えず 80km を区域とするべきと考える。又今回の福島第一原発の爆発により放射性物質は同心円に広がらず、気象条件、地理的条件により拡散する事が私達国民に明らかになった。従って SPEEDI 等による、放射性物質の拡散予測による影響範囲の全部又は一部をその地域に含むことも追加するべきである。

(意見内容)

(1)区域の範囲は、30km では不十分であり、1 は「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から最低 100km との区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とすべきである。

(2)1 を区域の範囲を最低 100km とした上でさらに、「過酷事故が発生した場合を想定したスピーディによる試算をし、その影響範囲の全部または一部をその地域に含むこと」とする項目を追加すべきである

(理由)

昨年の福島第一発電所事故では 30km を大幅に超える広範囲にわたって放射能汚染が拡大した。事故の予防原則からして被害範囲は大きく見積もるのが国民を守る事に繋がる。当然、再稼働や新規建設の際も 100km 圏内の全自治体の許可を受けるべきである。

最低50km圏内とすべきです。今回の福島原発事故による影響、被害をみれば明らかのようにその及ぶ範囲は30kmにはとどまりませんでした。

・30 キロでなく 100 キロを最低とし、さらに SPEEDI や WSPEEDI の試算によって放射性物質の拡散する範囲を協議対象とすること。

(意見内容)

今後新たに実用発電用原子炉を設置することも、今ある実用発電用原子炉を稼働させることにも問題があるため、このような再稼働および原発依存のエネルギー政策に繋がる法改正自体に疑問がある。また、このような一定の範囲に限った対象都道府県を定めるのではなく、協議を希望する全ての都道府県が参加できるようにすべきである。

(理由)

昨年の福島第一原発事故で、放射性物質の拡散は同一円状に拡散するとは言えないことがわかっているの
で、「原子力事業所から 30km」といった基準を採用すること自体に疑問がある。あくまでも SPEEDI や拡散予測
に基づいて、より広い範囲の区域を含む都道府県を対象とすべきであるが、そもそも協議に参加したいと希望
する都道府県の全てを対象とするべきある。

福島第一原発事故では、200km～250km 以上も離れた岩手県、秋田県、神奈川県などでも福島第一原発事故
由来のストロンチウムが検出されており、現時点で未だ把握できていない他の放射性物質の拡散もあるかもし
れない状況にある。

(意見内容)

30 kmでは不十分。福島原発事故の教訓を踏まえ、最低でも福島第 1 原発から最遠の「放射性物質汚染対処
特措法に基づく汚染廃棄物対策地域、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域」までとすべき。

(理由)

(1) 福島原発事故に伴う除染地域の範囲

原子力災害対策特別措置法第7条第1項では、「原子力事業者は…原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成」とあり、「原子力災害の復旧」の1つである除染作業についても「原子力事業者防災業務計画」を策定しなければならない。従って、福島原発事故の教訓を踏まえ、最低でも福島第1原発から最遠の除染地域までの自治体を協議対象とすべき。

(2) 防災指針検討ワーキンググループの見解

原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方(平成23年11月1日)

「東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEAの安定ヨウ素剤予防服用の新たな判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から概ね50kmに及んだ可能性がある(解説4)」

(3) 福島原発事故による被ばく線量の評価に関するWHO中間報告

WHO(世界保健機関)が福島原発事故後の日本内外における被ばく線量の評価に関して中間報告を発表した。ただし、IAEA(国際原子力機関)の研究者も執筆者に加わっており、WHO、IAEAともに放射線被害の隠ぺいに加担してきた組織であることに注意を要する。同報告書46~47ページの表4によれば、いわき市では最初の1年で乳児(1歳)の甲状腺等価線量が10~100mSvであると推定され(全員というわけではない)、その90%が呼吸によるという。ほぼ事故直後の被ばくと考えてよいだろう。IAEAは甲状腺がんを防ぐヨウ素剤服用基準としての甲状腺等価線量を50mSvとしており、福島第1原発から50km以上離れたいわき市でも、この基準に該当する乳児がいる可能性がある。

(4) 福井県による放射性物質の拡散予測

滋賀県が福井県の大飯原発で重大事故が起きた場合を想定して放射性物質の拡散を予測した。グリーンピースがその結果を入手したところ、大飯原発から50km以上離れた京都府の広い範囲で、IAEAのヨウ素剤服用基準を超えていた。

福島事項の例からすれば、原子力事業所から30kmの区域では小さすぎる。最低60kmにすべき。人の命を第一に考えた安全対策からすればもっと広い範囲にすべきである。

[該当箇所]「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」[意見内容] 区域の範囲は30kmでは不十分。SPEEDIによる試算に基づき、人体に影響を及ぼす全ての範囲とすべき。[理由] 福島第一の事故において、SPEEDIで被害範囲は30kmの同心円ではなく、風向などで不均衡に広がることを確認できた為。

- ・ 区域の範囲は30kmでなく50kmを最低とし、できれば100km。
- ・ さらにSPEEDIやWSPEEDIの試算によって放射性物質の拡散する範囲を協議対象とすること

意見内容:

(1) 区域の範囲は、30kmでは不十分であり、①は「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から最低100kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とすべきである。

(2) ①を区域の範囲を最低100kmとした上でさらに、「事故が発生した場合を想定したSPEEDI/WSPEEDIによる試算をし、その影響範囲の全部をその地域に含むこと」とする項目を追加すべきである。

理由:

東京電力福島第一発電所事故では、被害は同心円に広がるわけではないことが確認された。

100キロ以上離れた栃木県北部・群馬県北部にも同等の汚染が広がった為。

意見:

「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」という内容があります。この中の、『30 kmの区域の全部又は一部』を、『90 kmの区域又は一部』に改めて下さい。

理由:

1. 2011 年 3 月に起こった福島第一原発事故の例を考えてみますと、実際には飯館村など 30 kmより遠くまで避難しなければならないほどの被害が出ています。この例からも、原子力発電所で事故が起こった場合、より広い範囲にある市町村に住む住人が影響を受ける可能性を想定するのは当然のことと思います。影響を受ける可能性のある住民の意見を求めることは当然のことであり、それらの地域に住む住人の意見を反映させるためにも、より広い範囲の自治体に意見を求めることが必要と考えます。

2. 2011 年 3 月に起こった福島第一原発事故で実際に起こった被害が、起こり得る最も深刻なシナリオではなく、より深刻な事態が起っていた可能性があり、その場合、より広い範囲に被害が及ぶ可能性があったことが指摘されています。事故当時総理大臣であった菅元総理大臣も、東京まで被害が及ぶ可能性を想定していたことが報道されています。ことを考えますと、90 km程度の範囲に住む市町村の住民が実際に被害にあう可能性を想定する必要があると思います。影響を受ける可能性のある住民の意見を求めることは当然のことであり、それらの地域に住む住人の意見を反映させるためにも、より広い範囲の自治体に意見を求めることが必要と考えます。

福島原発事故を謙虚に反省して、30 キロ範囲に限定せず、100 キロ範囲ある都道府県・市町村を対象とすべき。

(1)についてですが、福島の原発事故は、偏西風の吹く日本にとって幸運なことに東側の海岸で起こりました。そのため、汚染地域の面積はかなり限定された状況になったと思われれます。しかしながら、その幸運な状況下においても、200km 以上離れた東京都内で、1 μ Sv/h を超えるホットスポットが多く見つかっています。これは小さな子を育てる際に、気をつける必要が生じたということです。また、農作物については、360km ほど離れた静岡県でお茶が高度に汚染され、フランスに輸出した中から基準値 500Bq/kg の二倍以上に相当する茶葉が見つかり、日本産作物の信頼を大きく失墜させた事件の記憶も新しいと思います。また、神奈川県での柑橘類からも高い値のセシウムが検出されており、作物の種類によっては、300km を超える範囲においても大きな影響が出るということがわかりました。原子力事業所から30km 以内というのは、文字通り桁違いに狭い範囲であり、少なくとも300km 以内の住人は無関係でなくなる可能性があり、また、福島と違い、日本の西側の海岸沿いで事故が発生した場合、更に広範囲が汚染される可能性があります。ですので、結論としては、(1)の文言として最低限「300km 以内」が必要な範囲ではないかと思えます。

「概ね 30km に設定するという考え方が示された」とあるが、30km では範囲が狭すぎる。過酷事故時の影響範囲が 200km 圏以上に及ぶことが明らかになった今、最低でも 200km～以上が絶対的である。

区域の設定は、30km ではなく、250km～300km に広げるべきです。2011 年に発生した福島第一原発事故により、福島から約 250km 離れた群馬県まで汚染が広がっているという現状があります。

30km では全く非現実的。200km は、最小限。福島原発の状況を見ても、500km でも不足。小さな日本国本土全域の問題である。

30km は今回のパブコメにかけられた国の改正案ですが、それではほとんどが立地県に留まります。福島第一原発の深刻な影響を受けた、福島県中通りに匹敵する 80km に広げることが必要だと考えます。

避難地域が30キロとは小さすぎます。放射性物質は風などで何処まで広がるか分かりません。(同心円上には広がりにません。)また地上だけでなく海にも広がります。SPEEDIなどをきちんと利用するなど、再考するべきだと思います。

今回の福島原発事故をふまえて、50-60kmは必要なのではないでしょうか。

範囲については、さらに外側に、数百キロの予備領域を設け、実際に事故が起きた際に、実測やシミュレーションにより、範囲を確定させる仕組みを盛り込むべき。

30kmでなく80kmを最低の範囲として考えてください。

区域の範囲は30kでは不十分であり100-200kが望ましい。福島からは200kでも汚染があった。

30km等では不十分であり、200km以内の区域にすべきであると考えます。今回の福島の事故で、柏地区にまでホットスポットが及び農作物にも大きな影響が出ました。福島から柏まで、200km弱でありますので、その区域内は事故による被害を受ける可能性があることから、200km以内の区域を対象とすべきであると考えます。

『实用発電用原子炉を設置する原子力事業所から200kmの区域の全部または一部をその区域に含むこと』を選択します。

郡山市から福岡へ避難してきたものです。助けてください。東京にもセシウムは降っています。静岡のお茶からもセシウム検出されています。30km区域内では狭すぎます。

I)30KMでなく50KMを最低とし、さらにSPEEDIやWSPEEDIの試算によって放射性物質の拡散する範囲を協議対象とすること欧米では100KMなので、これでも狭いぐらいです。

東京にもセシウムは検出されたので、实用発電用原子炉を設置する原子力事業所から80kmの区域の全部又は一部をその区域に含む事が望ましいと思います。

区域の範囲は30kmでは不十分だと考えます。最低100km~200kmとする事を希望します。福島原発の事故において原発から200km程度離れた千葉県、東京都において、健康被害が懸念され、除染が行われる必要があるほどの高濃度汚染地帯が発生したので、この程度の距離の自治体が防災業務計画の作成・修正に無関係ということはありえないと考えるからです。

区域の範囲は30kmでは不十分。100km~200kmとする事を希望します。

区域は30kmでは不十分だと考えます。今回原発から200kmの東京、千葉、埼玉においてまで、健康被害が懸念され除染が必要な高濃度汚染地域があることを鑑みれば、最低でも100km、できれば200kmは必要だと考えます。

事故後、東京に住む私たちも被ばくしました。そして、現在でも飲料や食料に気を配る(コストをかける)生活が続いています。区域の範囲は30kmでは不十分だと考えます。最低100km~200kmとする事を希望します。

電力会社が原子力事業者防災業務計画をつくったり修正したりするときに、意見を聞くべき対象の自治体の範囲をどう変えるか

3.11 原発事故当時、米政府は日本にいる自国民たちに対し、80km圏外へ避難するよう勧告しました。技術的なことは詳しくわかりませんが、原子炉を作った当事国の政府の判断であり、それには論理的な根拠があるのだと確信します。同じスペックを日本でも取り入れるべきだと思います、80kmを提唱します。また、SPEEDIの試算も判断の根拠にとりいれるべきです。

「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」

↑

なぜ 30km で区切ってしまうのでしょうか。

福島第一原発の事故において、それ以上の範囲に影響が出ていることは明白ではないのですか。

少なくとも、100km 圏内、で区切ってください。

1、「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」について

30km の区域では範囲が狭すぎると思います。

今回の事故でもその影響が広範囲に及んだ事により反省をしているのであれば、30km などという狭い範囲は出てこないはず。この狭い範囲のどこに今回の事故の教訓が活かされているのでしょうか？

今回の事故でも、福島第一原発から 200km 以上ある都内東部の地域にもホットスポットが出ています。それらの事実を教訓として範囲を決めてもらいたい。

政令で定める要件の(1)「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」における「30km」は、昨年の福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散状況を勘案すると、安全的配慮に欠けた短い値であると思料する。この値は、最低でも「100km」とすべく提案する。

<意見>要件1の「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」について」の中の「30km」は不適切であり、「100km」とすべきである。

<理由>「30km」とすべき合理的な根拠がない。福島第一原発の事故では、放射性物質が数百キロも拡散したことが明らかになっている。特に 100km 圏内では事故当時の風向や降雪・降雨の影響により、大量の放射性物質が降下した地域がある。したがって、少なくとも 100km の区域に属する都道府県知事は協議先に含めるべきである。

電力会社が原子力事業者防災業務計画をつくったり修正したりするときに、意見を聞くべき対象の自治体の範囲は万が一事故が発生した時に被害が及ぶ範囲、その設置場所から半径100キロ圏内としてください。

SPEEDI や WSPEEDI の試算によって放射性物質の拡散する範囲を協議対象としてください。

原子力事業者との協議は、30km 圏内だけでなく、さらに広い範囲の自治体と行うべきと考えます。東日本大震災における福島第一原発事故で、福島県内のみならず東北地方、関東地方の広範囲に放射性物質が飛来し、またそれ以外の地域においても食料問題や避難問題が及んでいます。一部の限られた人間のみで話を進めるのではなく、より広範囲の人間と慎重に話をすべきです。

「政令で定める要件…実用発電用原子炉を設置する事業所から 30km の区域の全部又はその一部を区域に含むこと」

とありますが、何を根拠に 30km としているのか、全く理解できません。私は福島第一原発事故当時、福島第一原発から直線距離にして 300km の静岡県御殿場市にいましたが、甲状腺に腫瘍ができ、岡山に避難を余儀なくされています。また、福島第一原発から直線距離にして 400km を超える場所のお茶から基準値超えの放射性物質が検出されました。以上の事実から、最低でも「400km」、余裕をみて「500km」の距離設定を現実問題として強く推奨します。

以下のように 30 キロでは範囲が狭すぎると考えます。

福島事故で北西方向に流れた放射能は飯舘村全域に及びました。

そのことのかんがみ、半径 100 キロは最低限必要です。可能ならば 150 キロが望ましい。

原発事故によって放射能が放出されてしまえば、その拡散は風向きとその時の気象条件で決まることは、福島事故、チェルノブイリ事故ですでに証明済みです。福島もまだ収束からほど遠い中、チェルノブイリ事故あるいはそれ以上の事故がこれからどこで何時起きるか予断を許しません。

チェルノブイリ事故による汚染で年間 20mSv を超える地域は 200km 以上の範囲まで広がっています。日本では原発から 200km 以上離れた場所はありませんから、どこも関係周辺都道府県に当たります。所在市町村長に加えて全ての都道府県知事の意見を聞かなければならないことを意味します。

ひとたび原発事故が起これば、その影響は数 100km 先まで及びます。昨年事故後に、東京を始めとする首都圏でもプルトニウムが検出されたことを考えれば、その影響の大きさは明らかです。原発事故により、静岡県のお茶から高濃度にセシウムが検出されたことも踏まえれば、300km 程度は重大な影響があると判断すべきです。以上より、区域の範囲は 30km では不十分であり、最低 300km とする事を希望します。

福島第一原発事故では 200km 程度離れた千葉・東京都ですら除染が必要なほどの高濃度汚染地帯が発生しています。そうした状況を踏まえれば、政令で定める要件における「原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部...」はその範囲の狭さが不適切といえるでしょう。「原子力事業所から 200km の区域の全部又は一部」であるべきと考えます。

「2.政令の要件」記載の、(1)「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」は適切ではなく、この範囲は 30km では全く不十分である。下記の理由により最低でも 100km とすることを希望する。(理由)福島第一原発の例を見ても 100km 圏内は、避難や移住といった災害初期の対応が必要となる。

福島原発事故では、実際に原発から 200km 離れた東京、千葉まで健康被害を心配される高濃度の放射能に汚染されています。政府からは何のアナウンスもなく被曝させられました。二度とこのような犯罪的な失態を起こさないためにも、30 キロでは不十分です。福島原発事故を教訓にするなら 250 キロの区域を含む、が適切です。

(該当箇所)「原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」について。

30km ではなく、80km を最低とすること。これはアメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、韓国の各政府が自国民に対して事故直後に発した避難勧告で採用された距離である。日本もこれに準じるべきである。

30kmでは範囲が狭いです。最低でも 50km にするべきだし、ホットスポットなどの事態もありますのでその時の状況によって流動性を兼ねるべきです。

原発から 80 キロ圏内の自治体には意見を聞くべきです。今回の原発事故で、米政府は自国民に「80 キロ圏内は撤退」という指示を出しました。今ふりかえてみると、汚染の状況からしても 80 キロ圏内がギリギリのラインであったと思います。また、SPEEDI のデータなどでシミュレーションし、あらゆる想定を鑑みて、80 キロ以上の自治体にもヨウ素剤の配布など、事故が起こった際の備えをさせるべきです。

要件 1 については内容的に不適切と考えており、下記のような考え方であるべきである。福島原子力災害で実際に起きた事は、数十 km の半円でくられる様なエリアの話では無く、数百 km 離れた地域であっても汚染されるという事である。この事実を受け止め教訓とし反省するのであれば幾何学的な円や扇型で範囲を定める事に意味は無く日本国内何処でも汚染させる可能性を秘めている事は自明である。仮に範囲を、というのであれば少なくとも 200km、風(雨)の状況次第で 300km といった部分も含まれる。距離が長い地域に関しては気象学的な統計データを元に円や扇型で範囲を決めるのではなく、自由曲線でその範囲を指定するべきである。

円で括るなら 100～200Km を基準にすべき。実際に福島原発の事故において原発から 200km 程度離れた千葉県、東京都において、健康被害が懸念され、除染が行われる必要があるほどの高濃度汚染地帯が発生したので、この程度の距離の自治体が防災業務計画の作成・修正に無関係ということとはありえないと考える。また普段から SPEEDI 等を利用して、F1 と同等の規模の被害で風向きで発生しうるケースを挙げて重点的に考慮すべき地域を明確にすべき。

「30km」ではなく、「80km」とする必要があると考えます。80km については、米国が福島第 1 原発の事故直後に 80km を退避勧告をしたこと、80km を超えたところでも放射性物質の汚染が深刻な場所(千葉県柏市など)があったことなどを踏まえると、80km 以上で、設定するべきと考えます。

政令で定める要件の (1)「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」は 2 つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 300km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきと考えます。今回の福島原発の事故においては、原発から 200Km 離れた東京都や千葉県、埼玉県にいわゆるホットスポットと呼ばれる高濃度の汚染地域が出現して、深刻な健康被害が懸念される事態に陥っただけではなく、300km 程度離れた群馬県西部、神奈川県西部、静岡県東部においてさえ、シタケやお茶などの農産物がセシウムに汚染され、深刻かつ長期的な経済的な損失が発生したので、この程度の距離の自治体が防災業務計画の作成・修正に無関係ということとはありえないと考えるからです。

福島核災害において、セシウムやヨウ素などの放射性核種は 30km 圏をはるかに超えて、首都圏どころか静岡県にまで達し、農業に多大な打撃を与えている。福島原子力発電所から南西側である首都圏および北関東ですら深刻な放射能プルームの襲来を受けており、多くの原子力発電所の東側に大都市、居住圏、農業圏の存在するわが国では、原子炉過酷事故が生じると、原子炉の風下数百キロに渡って、甚大な被害を発生させることは自明である。政令で定める要件の (1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は 2 つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 300km の区域および東側 120 度の扇形区域の、全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきである。

福島核災害において、セシウムやヨウ素などの放射性核種は30km圏をはるかに超えて、首都圏どころか静岡県にまで達し、農業に多大な打撃を与えている。福島原子力発電所から南西側である首都圏および北関東ですら深刻な放射能プルームの襲来を受けており、多くの原子力発電所の東側に大都市、居住圏、農業圏の存在するわが国では、原子炉過酷事故が生じると、原子炉の風下数百キロに渡って、甚大な被害を発生させることは自明である。政令で定める要件の(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は2つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から300kmの区域および東側120度の扇形区域の、全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきである。

今回の施行令の改定では、「原子力災害予防対策を実施すべき区域」を見直し、「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から30キロの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とあります。しかし、「30キロ」という区域は実態に合っているでしょうか？今回の福島第一原発事故では、30キロ圏内を遥かに超える地域、群馬県や東京都の一部などでも、放射線量の高い地域、いわゆるホットスポットがたくさん見つかっています。その地に暮らす人たちが、とりわけ子どもを持った保護者たちは日々、不安に向き合って暮らしています。いったん原発事故が起これば、そのときの風向きや風力、地形、天候などで放射能が飛散し、被害を与えるかは変わります。ただ、少なくとも30キロ圏内に収まるものでないことは明らかです。今回の事故を考えれば、少なくとも200キロあるいは250キロまで範囲を広げるべきだと考えます。法令の改正の見直しを求めます。

協議すべき対象地域は、昨年の福島原発事故の教訓から見て、原子力事業所から同心円で捉えることはできないと考えます。事故による放射能汚染地域は、ホットスポットを含めて原子力事業所から200km離れた所でも被害が及んでいます。事故時の気象状況や地形を考慮して、事故が発生時に、被害の影響が及ぶと考えられる市町村自治体からの要望があれば、原子力事業者はそれらの市町村自治体と協議に応じるべきです。それだけ、福島原発事故は大きな教訓を与えたものと考えます。

1. 「実用発電用原子炉(注1)を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」については、福一事故における放射能プルームの被害範囲を鑑み、原子力事業所から300kmの区域とするべきです。昨年3月15日はSPEEDIIの予測に従い、本来、首都圏も「避難ないし屋内退避」の警告を出すべきでした。私たちは、事故を小さく見せようとする東電や政府の思惑により、無用の被曝を強いられました。

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第2項より、原子力防災指針で示されている原子力災害予防対策を実施すべき区域(以下「EPZ」という。)の範囲(8~10km)を30kmとするという改正ですが、根拠を示して頂きたい。チェルノブイリ原発で1000km以上の汚染域がありながら、たった30km範囲の自治体にしか原子力災害対策特別措置法第10条に基づく事象の通報しないとは、住民の安全を軽視しています。範囲を日本全体とするのが妥当だと考えます。

福島原発事故の結果、原発から 250km 程度離れた東京都にも、防護服なくしては出入りできない程の高濃度放射能汚染エリアが出現する事態となってしまいました。静岡県の茶畑の汚染も深刻です。この現実を踏まえれば、原発 300 キロ圏内の自治体が防災業務計画の作成・修正に無関係ということはありません。福島原発事故による大気汚染によって、数千万人の人々が呼吸によって放射性物質を体内に取り込んでしまっている。これは異常な惨事です。それが現在も継続中なのです。更には、東日本で生産された食肉や鮮魚を含む生鮮食料品やお茶、そして工業製品にいたるまで放射能に汚染され、それがほぼ規制なく全国に流通しているのです。甚大な二次被害も予測されます。太平洋全域の海洋汚染と食物連鎖による濃縮。アメリカ本土にまで放射能汚染が拡散してしまったという事実。アメリカから損害賠償を求められたらどうなさるおつもりでしょうか。福島原発事故という人災によって、私たち日本人は恐怖の現実と未来を生きていかなければならなくなりました。現実を踏まえれば、1つの原発について少なくとも日本国内全域が、命と財産の見地から当事者になることは当然です。

(1)については、放射性物質の拡散は同心円状ではなく、その時の気候によって大きく左右されることが明らかになったからです。また、その距離についても 30km では足りません。ちなみに私の知人が測定した東京都国立市谷保天満宮に自生の松の葉は、事故以前の日本の基準、すなわち現行の国際基準では、放射性廃棄物にであるセシウム 137 を測定しました。福島第一原子力発電所から直線距離で 200km を超えています。同心円で規定するのであれば最低限「300km の区域の全部または一部」とするべきでしょう。

最低でも100～200km を範囲とするべきだと思う。実際に福島第一原発の事故では、200km 圏の千葉県、東京都において、健康被害が懸念され、除染が行われる必要があるほどの高濃度汚染地帯が発生した。この程度の距離の自治体が防災業務計画の作成・修正に無関係では決してないと思う。

区域の範囲は30km では不十分だと考えます。最低でも100km から200km とする事を検討すべきと考えます。福島第一原発の事故を考えると、100km 圏内は避難や移住といった災害『初期』の対応が必要だったと思います。風向きにより、飯館村が非常に汚染されたことを考えると、初期対応を検討する区域は広ければ広いほどいいと思います。また福島原発から 200km 程度離れた千葉県、東京都において、健康被害が懸念され、除染が行われる必要があるほどの高濃度汚染地帯が発生しました。このことより、200km 圏内でも放射性物質の拡散する可能性があるとして検討すべきと考えます。

原発の過酷事故が現実起こってしまった今日、原発事業において協議すべき地元を 10km から広げる方向は正しいと思う。でも30km では全然足りない。今回の福島第一原発事故で被害にあった地域をもっと考えるべき。防災計画に関わる話しであれば、80～100km まで考えるべき。とにかく、今回の事故では防災のための連絡がまったく機能していなかったことは明白。100km 圏内まで、過酷事故が起こった場合の連絡網がなされてこそ、安心出来るのではないかと。100km 圏内において、原発によるリスクをしっかりと受け止める必要がある。

「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」の距離を、30km から 170km に変更すべきだと思います。実際飯館村は福島第一から 50km 離れていましたし、100km 以上離れた場所でも今回ホットスポットができました。米国からの事故直後の避難指示区域は 60 か 70 マイルだったと思います。原子力委員会近藤委員長の最悪シナリオでは 170km 圏まで強制避難区域に指定されていました。今回の福島事故のように国民に不要な被ばくをさせないために、余裕をもった距離の指定が必要です。

その意味において、「30km」という規定も不適切です。どこまで広げれば足りるというものではないと考えます。

改正後の原子力災害対策特別措置法第 7 条第 2 項の政令で定める要件を都道府県が以下の二つの要件の両方に該当すること。「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」及び「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」とする案について意見募集が行われている。しかるに、福島第一原子力発電所の事故における飯舘村まで放射能による甚大な被害をこうむったことを勘案すれば、原案の「30 km」を「60 km」とすべきである。さらに、地形や気象を勘案し対象地域を拡張することができるように規定すべきである。

1. 実用発電用原子炉を設置する事業所から 30km の区域の全部または一部を含むことについて
 区域の範囲は 30km では福島の事例からみても不十分である。岐阜県の NPO の実験では美浜から飛ばした風船が 3 時間弱で愛知県西部の一宮、春日井、北名古屋市に到着している。この区域は概ね 10km 圏内で冬季には常時北西の季節風が吹いており、風向きなどを考慮して 30km 以遠も含むべきである

政令で定める要件の

(1) 「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」

(2) 「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は 2 つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 300km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきと考えます。

実際に福島原発の事故において原発から 2~300km 程度離れた千葉県、東京都において、健康被害が懸念され、除染が行われる必要があるほどの高濃度汚染地帯が発生したので、この程度の距離の自治体が防災業務計画の作成・修正に無関係ということはありませんと考えるからです。

東京在住者です。特措法の範囲が狭すぎます。実際に放射性物質が飛来している 30km 圏外への適用拡大を求めます。事実、放射性物質は同心円状に拡散するわけではなく、風向きや降雨の状況にも影響される。現状でも首都圏を越えた広い範囲への飛散が確認でき、一次産業にも大きなダメージを与えている。また、セシウムや放射性ヨウ素以外の核種の飛散も確認されているが、それらへの考慮も定かではない。今後、居住者・就労者への健康被害が生じる可能性も指摘される。従って、政令で定める要件の (1) 「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2) 「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は、机上の計算に過ぎず、適切な範囲設定とは言い難い。政令で定める要件は国民の生活を根本的に救済しないばかりか、破壊に追い込むものとする。それ故、実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から最低でも 400km の区域を含むよう、エリアの拡大を求める次第である。

福島第一原発事故では、セシウムやヨウ素などの放射性物質は首都圏にまで達した。そして農業に大きな被害を出している。首都圏ではいまだに多数のホットスポットがある。今後、住民への健康被害がでないとは言いきれない状況だ。福島原子力発電所から南西側である首都圏および北関東ですら深刻な放射能プルームの襲来を受けており、多くの原子力発電所の東側に大都市、居住圏、農業圏の存在するわが国では、原子炉過酷事故が生じると、原子炉の風下数百キロに渡って、甚大な被害を発生させることは自明である。従って、政令で定める要件の(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は2つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から300kmの区域および東側120度の扇形区域の、全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきである。

福島核災害において、奇跡的にアクチノイドの大気放出はかなりの程度抑制されたものの、セシウムやヨウ素などの放射性核種は30km圏をはるかに超えて、首都圏どころか静岡県にまで達し、農業に多大な打撃を与えている。首都圏では未だに無数の高線量箇所、区域が存在し、今後10年単位での住民への健康被害が無いとは言えない状況である。福島原子力発電所から南西側である首都圏および北関東ですら深刻な放射能プルームの襲来を受けており、多くの原子力発電所の東側に大都市、居住圏、農業圏の存在するわが国では、原子炉過酷事故が生じると、原子炉の風下数百キロに渡って、甚大な被害を発生させることは自明である。従って、政令で定める要件の(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は2つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から300kmの区域および東側120度の扇形区域の、全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきである。

福島核災害において、奇跡的にアクチノイドの大気放出はかなりの程度抑制されたものの、セシウムやヨウ素などの放射性核種は30km圏をはるかに超えて、首都圏どころか静岡県にまで達し、農業に多大な打撃を与えている。首都圏では未だに無数の高線量箇所、区域が存在し、今後10年単位での住民への健康被害が無いとは言えない状況である。

福島原子力発電所から南西側である首都圏および北関東ですら深刻な放射能プルームの襲来を受けており、多くの原子力発電所の東側に大都市、居住圏、農業圏の存在するわが国では、原子炉過酷事故が生じると、原子炉の風下数百キロに渡って、甚大な被害を発生させることは自明である。

従って、政令で定める要件の(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は2つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から300kmの区域および東側120度の扇形区域の、全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきである。

原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正(案)について、今まで8-10キロメートルとされていた範囲を30キロメートルに改正ということがあげられています。この範囲については、範囲が狭すぎるので反対します。もっと拡大すべきと考えます。原子力事業者防災業務計画のいわゆる「被害地元」の自治体の範囲は、3.11福島原発事故で、地元30キロメートルどころか、東京以西250キロメートル-300キロメートルにまで拡大していることが、各種報道から明らかだからです。

東京電力福島第一原発事故において、4号機使用済み燃料プールの冷却が不可能となった場合、(原子力委員会によると)最悪のケースでは170km圏移住、250km圏避難の可能性が想定されていたこと、またこれを回避できたのが、過去の工事の施工ミスと3号機の水素爆発という「運」によるものが大きかったことを踏まえれば、政令で定める要件である(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は両方共に適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から200kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とすることを強く希望します。今回、格納容器の大きな破損がなかった(とされている)にも関わらず、原子炉から170km程度離れた地域でも除染を必要とする汚染があったこと、またさらに遠い250km圏でも少ない数の住民(特に子育て世代)の避難、移住が発生していること、さらには関東東北の広い範囲で、農水産物等の汚染と買い控えが続いていることを考えれば、原発事故の防災圏は200kmとするのが当然だと考えます。

(意見内容)

実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から100kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこととすべきである。30kmを少なくとも100kmに。

(理由)

・対象区域は30kmでは不十分である。30km圏内とひとくりにするのではなく、少なくとも100km。今回の福島原発の事故でも300km圏内は重大な被害を受けたことをみても(水道の取水制限など)、30kmというのは従来の安全神話を彷彿とするものである。

政令で定める要件について次の内容とすることを強く求めます。(変更案)都道府県が以下のいずれかの要件に該当すること。1.「実用発電用原子炉、再処理施設及び高速増殖炉を設置する原子力事業所から170kmの区域の全部または一部をその区域に含むこと」2.「原子力防災に関する地域防災計画を定めていること」(理由)福島第一原発事故に際して、炉心溶融の進展、外部からの冷却作業の可能性など、状況によっては首都圏住民の避難計画も検討されました。また、当時の菅首相は、東海地震の震源域に立地する浜岡原発の全機停止を中部電力に要請し、現在浜岡原発は運転を停止しています。今後、すべての原発を再稼働させることなく廃炉とするならば、使用済み核燃料プールを対象した事故想定となりますが、現在の政府からは即時廃炉の方針が示されていません。再稼働を前提とした法整備を図るということであれば、炉心溶融や核暴走などの過酷事故を想定した対策範囲として、少なくとも浜岡原発から東京までの距離の170kmに設定すべきです。また、再処理工場および高速増殖炉は事故発生時のリスクが高いためこれも含めるべきです。この基準により、沖縄県を除くすべての都道府県はいずれかの原子力事業所の対象区域となり、万が一の事故においても相互に補完し合える関係を築くことが可能になります。関連する法令の整備にあたっては「170km」基準を採用されるよう強く求めます。

(意見内容)

(1) 区域の範囲は、30km では不十分であり、1は「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から最低 250km との区域の全部又は一部をその区域に含むこと」すべきである。

(2) 1を区域の範囲を最低 250km とした上でさらに、「過酷事故が発生した場合を想定した SPEEDI/WSPEEDIによる試算を、し、その影響範囲の全部または一部をその地域に含むこと」とする項目を追加すべきである。

(理由)

(1)東京電力福島第一発電所事故では、被害は同心円に広がるわけではないことが確認された。また、同事故では最悪の場合半径 250km の範囲が避難区域になる可能性が政府内において検討されていた(いわゆる近藤メモ)よって、250km 圏内を最低とすべきである。またチェルノブイリ原子力発電所事故では 1200km 以遠まで飛散したことから、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)またはWSPEEDIでシミュレーションを実施し、より地勢や気象に即した放射性物質の拡散範囲を把握し、その拡散範囲に一部または全部を含む都道府県も協議の対象に含めるべきである。

(該当箇所)1. 実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」について(意見内容)(1) 区域の範囲は、30km では不十分であり、1は「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から最低 50km との区域の全部又は一部をその区域に含むこと」すべきである。(2)1を区域の範囲を最低 80km とした上でさらに、「過酷事故が発生した場合を想定した SPEEDI/WSPEEDIによる試算を、し、その影響範囲の全部または一部をその地域に含むこと」とする項目を追加すべきである。(理由)(1)この改正の根拠とされている「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」(「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について中間とりまとめ)では、「UPZ の外においても、事故発生時の初期段階では放出された放射性核種のうちプルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくの影響が想定される。」「東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEA の安定ヨウ素剤予防服用の新たな判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から概ね 50km に及んだ可能性がある」と記されている。また、東京電力福島第一発電所事故により計画的避難区域となった飯館村も 50km 圏である。よって、30km では不十分である。また米国は 80km を避難範囲としたことも勘案し、最低 80km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」すべきである。(2) 東京電力福島第一発電所事故では、被害は同心円に広がるわけではないことが確認された。よって、80km 圏内を最低としたうえで、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)またはWSPEEDIでシミュレーションを実施し、より地勢や気象に即した放射性物質の拡散範囲を把握し、その拡散範囲に一部または全部を含む都道府県も協議の対象に含めるべきである。

原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループの中間とりまとめでは、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA:Plume Protection Planning Area）」があります。この PPA を政令で定める要件から外す合理的理由はありません。この PPA は原子力施設から概ね 50km の範囲とされています。PPA や「緊急防護措置準備区域」の範囲を示す距離、概ね 50km と 30km は、茨城県の東海原発の気象データをもとにした試算などで検討されています。実用発電用原子炉を設置する原子力事業所ごとに、気象条件は違いますから、これらの区域を設定すべき地域は違ってきます。実際に東京電力福島第一原発の事故において原発から 200km 程度離れた千葉県、東京都において、放射性ヨウ素のプルームで水道水が汚染され摂取制限がされたり、健康被害が懸念され、除染が行われる必要があるほどの高濃度汚染地帯が発生しています。政令で定める要件を(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から、事業所ごとにその気象データを使い緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)などでの試算をもとに設定される、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域の全部又は一部をその区域に含むこと」にすべきです。原子力安全委員会・原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ 鈴木 元 委員(国際医療福祉大学教授)は、平成 23 年 10 月 20 日の第 6 回の会合で以下のように指摘しています。「実際はもっと広域の場合はプルームの方向はどこに行き、そこの住民はこういうふうにしなさいというアナウンスメントが絶対に必要なんです。それと同時に、家庭菜園なんかも含めて、飲食物の野外にあるものは緊急禁止、とりあえず安全が確認されるまでとるなという、恐らくそれが一番ヨウ素の摂取経路、遠方でのヨウ素の摂取経路としては経口の方が大きくなっていくはずなので、そういうことができる体制をとるんだと思うんですそれを原発のある県がやるのか、国がやるのか、その辺は実際にそういう広域になっていった場合、県では対応できない、あるいは県外に及ぶことがあるということもあり得るので、これは国としてやるかどうかというような準備体制になるんだと思うんですけれども、基本的にそんな遠方の場合は本当にヨウ素剤を中心というよりは、屋内退避とそれから確実な飲食物の摂取制限が緊急にできるかどうかという方が大きいんだろうと思います」こうした視点から PPA 以遠でも、原子力災害に係る地域防災計画を策定し、原子力災害対策特別措置法第 10 条に基づく事象の通報先等を希望する自治体は、事業者防災業務計画の協議先に加えるべきです。

<意見>

協議対象自治体を法案の 30km から 80km に拡大(同心円)。また、放射能拡散予測で、その一部ないし全地域が一定以上の汚染レベルに曝される自治体も含める。

<理由>

福島第一事故で明らかになったことは、同心円状で被害予測しても無駄だということである。それでも目安として同措置を取るなら、より広範囲に設定する必要がある。飯舘村やいわき市(初期ヨウ素のみ)などの高汚染地域は、30km 範囲外ではなかったか。UPZ の範囲外でも、安定ヨウ素剤が必要となる可能性はきわめて高いと見なければならぬ。とすれば、少なくとも米政府並の 50 マイルは必要。それよりはむしろ、放射能拡散予測を用いた方が合理的ではないか。考える総てのパターンにおいて、一定程度以上の汚染度の引っかかりがある地域を含む自治体は、事故の影響を受けるものとして、準備を要すると認めるわけである。もちろん、予想外の地域に初期汚染が及ぶこともあり得る。国はそれも想定した上で、適正な措置を取れるよう、より広範囲の自治体に、別法令で情報提供・非常時対応回線確保・訓練指導などを行う必要がある。

(参照)「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について中間とりまとめ

意見 1.「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」について

(意見内容)

(1) 区域の範囲は、30km では不十分であり、1.は「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から最低 50km との区域の全部又は一部をその区域に含むこと」すべきである。

(2) 1.を区域の範囲を最低 50km とした上でさらに、「過酷事故が発生した場合を想定した SPEEDI/WSPEEDI による試算を行い、その影響範囲の全部または一部をその地域に含むこと」とする項目を追加すべきである。

(理由)

(1) この改正の根拠とされている「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」（「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について中間とりまとめ）では、「緊急防護措置計画範囲の外においても、事故発生時の初期段階では放出された放射性核種のうちプルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくの影響が想定される。」

「東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEA の安定ヨウ素剤予防服用の新たな判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から概ね 50km に及んだ可能性がある」と記されている。また、東京電力福島第一発電所事故により計画的避難区域となった飯館村も 50km 圏である。よって、30km では不十分であり、最低 50km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」すべきである。

(2) 東京電力福島第一発電所事故では、放射性物質の降下による被害は同心円に広がるわけではないことが確認された。よって、50km 圏内を最低としたうえで、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム (SPEEDI) または WSPEEDI でシミュレーションを実施し、より地勢や気象に即した放射性物質の拡散範囲を把握し、その拡散範囲に一部または全部を含む都道府県も協議の対象に含めるべきである。

原子力発電について、意見を聞くべき対象の自治体の範囲は、30キロではなく50キロ以上に拡大すべきです。原発可動によって近海や周辺地域に与える影響、また事故が起きた際の被害の広がりを考えれば、50キロでも不十分です。

区域の設定は 30km では不十分であり、最低でも 100km を希望する。文科省の資料において福島第 1 原発事故でのセシウム、ヨウ素の降下は全国に及んでおり、例えばストロンチウムにおいても 300km 近くの範囲で降下が認められている。

福島第一原発事故では、セシウムやヨウ素などの放射性核種は 30km 圏をはるかに超え、首都圏どころか静岡県にまで達した。その結果、首都圏では未だに無数の高線量箇所・区域が存在しており、10年単位で見た場合の健康被害の可能性が否定できない。また、東北地方から関東・東海地方までの農業に多大な打撃を与えている。放射性物質の多くは、季節風により多くが東側の太平洋側に流れるという極めて幸運な状況にあったにも関わらずである。現実起こってしまった福島第一原発事故を防災上の教訓とするのであれば、政令で定める要件の (1) 「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2) 「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は 2 つとも不十分過ぎて、適切とはいえない。「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 300km の区域を含むこと」としなければ有効な防災策とはならず、単に責任を免れるための形式的な備えの意味しか持たない。

実用発電用原子炉をを設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含む事について意見内容福島第一原子力発電所事故の事例からもお解りの通り、現状放射性物質は飯館村迄広がっており、30km では全く不十分です。最低であっても飯館村を想定し 50km 以上の区域を含める必要が有ります。そして、また、放射性物質拡散は SPEEDI 計測結果からもお解りの様に同心円上に無い事から SPEEDI や WSPEEDI の数多くのシュミレーションを行い、気象条件に照らし合わせた迅速な開示を行う事が必要です。さらにヨウ素材配布に於いてもその 50km 以上を基準に配備する必要が有ります。また、SPEEDI や WSPEEDI の計測結果で一部の地域を対象から阻害してはならない。

(該当箇所)

1)実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」について

(意見内容)

30km では不十分と思います。最低でも 50km にすべきと考えます。

原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正案の中で、「原子力災害予防対策を実施すべき区域の範囲(8~10km)」とありますが、これは福島第一限発の放射能汚染被害の状況から、「原子力災害予防対策を実施すべき範囲」は「200~300km」に改正するのが最適と思われます。放射能の空間汚染、土壌汚染には濃淡が激しくあり、ホットスポットと呼ばれる高汚染地域が東京都内、千葉県、山形県にも数えきれない箇所存在します。放射能被害を少なく見積もる事なく、高汚染になる事を前提に今回の震災の被害を参考に、より広い範囲で対策される地域になりますように、お願いいたします。

(該当箇所)

1 実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」について

(意見内容)

(1) 区域の範囲は30kmは不十分であり、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から最低50kmとの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」すべきである。

(2) 区域の範囲を最低50kmとした上で、「過酷事故が発生した場合を想定した SPEEDI/WSPEEDI による試算をし、その影響範囲の全部または一部をその地域に含むこと」とする項目を追加すべきである。

(3) さらに、区域の範囲設定の目標を250kmと明示すべきである。

(理由)

(1)この改正の根拠とされている「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」(「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について中間とりまとめ)では、「UPZ の外に

においても、事故発生時の初期段階では放出された放射性核種のうちプルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくの影響が想定される。」「東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEA の安定ヨウ素剤予防服用の新たな判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から概ね50kmに及んだ可能性がある」と記されている。また、東京電力福島第一発電所事故により計画的避難区域となった飯館村も50km圏である。よって、30kmでは不十分であり、最低 50km の区域の全部又は一部をその区域に含むこととすべきである。

(2) 東京電力福島第一発電所事故では、被害は同心円に広がるわけではないことが確認された。よって、50km 圏内を最低としたうえで、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)または WSPEEDI でシミュレーションを実施し、より地勢や気象に即した放射性物質の拡散範囲を把握し、その拡散範囲の一部または全部を含む都道府県も協議の対象に含めるべきである。

(3) SPEEDI/WSPEEDI のシミュレーションは、福島第一原発事故直後、政府が予測結果の発表を見合わせた理由となったように、あくまで予測である。よって、「想定外」の放射性物質拡散が生じる可能性は否定できず、範囲の設定はできる限り大きく行なうべきである。

(4) 福島第一原子力発電所 4 号機使用済み核燃料プールは、いくつもの幸運がかさなって冷却水喪失に至らなかったと伝えられている。仮にプールが破損し冷却水喪失に至ったなら、福島第一原子力発電所から250km離れた首都圏も避難区域となった可能性もあった。その可能性を考慮に入れれば、範囲設定目標を250kmとするのは合理的である。

「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」、「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」という要件のすべてに反対する。前者について、今般の福島第一原発事故においては放射性物質の拡散が広範囲におよび、たとえば東京 23 区では、セシウム 134、137 の合算で1キログラム当たり平均 800 ベクレル程度の土壤汚染が確認されているのであるから、30キロでは不十分である。300 キロ圏内の都道府県を協議の対象に加えることは当然であるが、チェルノブイリでは 1000 キロを超えるエリアでも汚染が確認されている。したがって、1000 キロ圏内の都道府県は協議の対象に加えるべきである。

福島第一原発事故では、セシウムやヨウ素などの放射性物質は首都圏にまで達した。そして農業に大きな被害を出している。首都圏ではいまだに多数のホットスポットがある。今後、住民への健康被害がでないとは言いきれない状況だ。福島原子力発電所から南西側である首都圏および北関東ですら深刻な放射能プルームの襲来を受けており、多くの原子力発電所の東側に大都市、居住圏、農業圏の存在するわが国では、原子炉過酷事故が生じると、原子炉の風下数百キロに渡って、甚大な被害を発生させることは自明である。従って、政令で定める要件の(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は 2 つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 300km の区域および東側 120 度の扇形区域の、全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきである。

当改正案について、以下の意見を申し上げます。原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正(案)の概要中、2. 政令で定める要件1.「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」について、「原子力事業所から 30km 区域」では、範囲が狭すぎる。少なくとも、200km 区域までを当該範囲とするべきである。これは、今回の福島第一原子力発電所の事故によって被害を受けた地域からも歴然とわかる事実です。また、福島第一原子力発電所の事故では、放射能の拡散の半分以上は海の方へ流れたが、他の原発では立地条件などから、そのような幸運はなく、放出の殆どが日本国土に流れることを考えても 200km 範囲というのが妥当ではないか。もし、200km に設定することによって、国や地方自治体の負担増が考えられ、現実的ではないというのであれば、そもそもそのような原発の存在自体が現実的ではないのだから、即刻廃炉にすべきです。

(意見)政令で定める要件(1)「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」はどちらも適切ではない。「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所からの距離は関係無く、影響を受ける全ての地域をその区域に含むこと」の一文のみを要件とするべき。

(理由)昨年の福島原発の事故において、福島第一原発から 200km 程度離れた千葉県柏市及び松戸市、東京都葛飾区、江戸川区等の東部において、多数のホットスポットが発見されている。この中には線量が福島市よりも高い場所も存在し、一般市民からの通報で市区町村が再調査し除染が行われている状況である。

また、農作物や海産物の汚染等の一次産業への影響、外部被曝や内部被曝による住人の健康への影響、女性の出産や育児への影響も懸念される。原子力発電所の災害が起きた場合、該当サイトから電力を供給されている地域の電力供給の問題、他地域からの電力融通の問題、電力が不足して大規模停電が起こる可能性等も考慮すると、安易に距離を先に制定しておいてその距離を根拠にするのではなく、何かしらの影響を受ける可能性がある自治体全てが防災業務計画の作成・修正に関わるべきと考えるからである。

福島原発の事故を受けて EPZ の範囲を拡大することには賛成です。しかし、今回の原発事故の状況を鑑みて原子力施設から 30km という範囲の設定は狭すぎます。例えばアメリカ政府が 80km 圏内の自国民に避難を呼びかけたことを考えても、80km 以上は必要と考えます。

原発からの距離は 30km では狭すぎます。少なくとも 300km は放射能雲により直接汚染される可能性がありますので、地元として考えるべきです。原発で事故が起これば海外にも放射能汚染を拡散してしまいます。海外では福島事故による汚染の補償問題も起こるかもしれません。日本中の国民と土地が放射能雲や、食物から少なからず被曝する事は間違いないのです。

事故が起こればもっと大きな範囲で被害を受けます。もっと大きな範囲の人たちが避難しなければなりません。安全のため、住民のため、安心のためにもっと広範囲を対象にする必要があります。最低でも半径 100km を対象範囲にしてください。もっと広範囲で協議をすることが公正に協議されることに繋がります。利権のある自治体を対象に協議しても公正さ、兼ねては安全さに欠けます。よって、対象をもっと広範囲にすることを要求します。

単純に距離で規定するのであれば 30km という数字は少なくはないか。昨年の事故において飯館村は計画的避難地域に指定された。ここは事故原発より 30km 以遠ではないのか。もちろんいたずらに範囲を広げることは有事の際に無用な混乱を招きかねないので適切に設定すべきだが、実際におこった事故の影響範囲さえカバーできないのでは意味がない。設定すべき範囲は、事故があった際ありうると考えられる影響範囲(個々の原発について地形や年間を通した気候などを考慮して決定する)に安全係数をかける形で拡大した範囲とすべきである。この設定は有識者の答申の形をとるのが適当と考える。

意見: 区域の範囲は 30km では不十分だと考えます。最低 100km~200km とする事を希望します。

理由: 福島第一原子力発電所事故で明らかになったように、汚染の拡散はたちどころに数 100km オーダーに及び、凡ゆる生活基盤を破壊します。他の自然災害に比定しても、桁外れの広域防災体制が実現されない限り、到底原発の立地は容認できません。一原子炉につき、それぞれ全国レベルでの防災体制が必要です。福島第一原子力発電所の事故は、あり得ないほどの幸運に恵まれた結果である事を、行政自身が一番に、反省と共に知るべきです…

電力会社が、原子力事業について協議すべき相手の範囲は、国の見直し案の 30km 圏内では、殆ど、原発立地県に留まり、不十分である。福島原発事故による放射能汚染の状況をもって明らかな様に、最低でも、80km 圏内にすべきです。

(意見) 30km 圏内では不十分。最低でも 200km 圏内を協議対象とすべき。

(理由) 福島第一原発事故において、数々の幸運に助けられつつもなお、広大な範囲に影響は及んだ。もし 2011/3/15 に首都圏に降雨があったなら、現況の福島市と同等の放射性物質沈着が生じたと、当時の気象データと各地の線量計測結果から推定される。放出された放射性物質粒子は、地表近くをさほど拡散せず長距離移動した。半減期の短い放射性物質の吸入被曝は、首都圏のひとつにも生じたものと想われる。また、事故直後の緊急対応をうまくやったとしても、その後長期に渡り、残留放射能対策は、生活・産業両面において大きな課題となる。

こうした影響を深刻に受ける範囲は、今回の事故の経験から観て少なくとも 200km には及ぶ。風向きや事故推移によっては、もっと広域に及びうるが、少なくとも 200km 圏内は協議対象とすべきだと考えます。

(意見内容)

原子力事業所から 30km では狭すぎます。今回の福島第一原子力発電所の過酷事故で深刻な汚染を被った飯館村は 50km 圏内にありますし、200km 離れた東京もかなり汚染されています。また、汚染は決して同心円状に広がらないこともわかっています。ですから、「原子力事業所から 200km の区域および speedi の予測で影響を被るとされる区域の全部または一部を含むこと」とすべきだと思います。

昨年の福島第一原子力発電所の事故をとってみても、飯館村のように同心円上、またはその中に放射性物質が飛ばない事は明らかである。福井県若狭に原発が集中しているが、一年を通して風は南側に向って吹いている。同心円に 30キロ圏と決める事は意味をなさない。もっと範囲を広げるべき。

政令で定める要件の(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は 2 つとも適切ではなく「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 200km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきと考えます。実際に福島原発の事故において原発から 200km 程度離れた千葉県、東京都において、健康被害が懸念され、除染が行われる必要があるほどの高濃度汚染地帯が発生したので、この程度の距離の自治体が防災業務計画の作成・修正に無関係ということはありませんからです。

今回、福島事故の汚染状況を踏まえ、少なくとも次の部分を、2 政令で定める要件都道府県が以下の二つの要件の両方に該当すること。1「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」2「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」※1 実用発電用原子炉に限定している趣旨は、今般の EPZ 見直しは実用発電用原子炉に限定されており、再処理施設や研究開発段階の原子炉等は含まれていないことによる。※2 原子力災害対策特別措置法第 7 条第 2 項の規定の趣旨は、原子力事業者防災業務計画とそれぞれの地域の実情が反映された地域防災計画との整合性を図ることであるため、緊急防護措置準備区域の範囲内にあっても原子力災害に係る地域防災計画を策定していない自治体は協議先に含まれない。↓以下のように改める。2 政令で定める要件都道府県が以下の要件に該当すること。1「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 300km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」事故はいつ、どのような状況でも起き得るものなので、2は削除。

2. 政令で定める要件

都道府県が以下の二つの要件の両方に該当すること。

- (1)「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」
 (2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」

とあるが、(1)は最低 50km、(2)は現在定めていなくても計画を準備中とみなし、距離の範囲内か計画を持っているかのいずれかを満たせば協議先とすべきである。

福島第一原子力発電所の事故で、飯舘村はその全域が、放射線量が年間積算 20 ミリシーベルトに達する怖れがあるとする「計画的避難区域」に指定されたが、村の多くの部分は福島第一原発から 30km 圏の外に位置している。よって 30km は不十分である。また放射能汚染は同心円状とは限らないので、SPEEDI 等の放射能影響予測の結果に基づき、放射能汚染のおそれがあるより広い範囲の自治体をも対象とすべきである。

区域は原子力事業所から 30km では不十分と考えます。「原子力事業所から 150km の区域」とすべきです。

そもそも福島原発起源の汚染状況、とくに 30km 圏外の広い範囲における高濃度汚染の実態に照らせば、30km などという数字に大した根拠がないことが明白です。気象条件が悪ければ、当然さらに悪い状況が出現したかもしれません。また、この汚染状況は主として雨などによって湿式沈着するセシウム起源のものであり、主として乾式沈着するヨウ素については別の汚染状況があったわけですが、それはヨウ素の半減期の短さから今となっては詳細はわかりません。したがって、30km という数字そのものを見直した上で、現実健康被害が懸念され除染が必要になっている千葉県東葛地域、岩手県一関地域などの状況に鑑み、200km 程度に設定すべきと思います。

「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」という項は今回の福島第一原子力発電所事故による汚染の範囲を考えると、明らかにおかしい。飯館村でさえ 30km 圏の外にある。少なくとも「250km の区域」とすべきである。

30 キロでなく 300 キロとし、さらに SPEEDI や WSPEEDI の試算によって放射性物質の拡散する範囲を協議対象とすること。

(意見内容) 30km では不十分である。「最低 50km の区域の全部または一部をその区域に含むこと」とすべきである。

(理由) 福島の事故では、被害は 30km 圏内に限らず、同心円でもない範囲に広がり、また、非常な遠隔地にもホットスポットが出現している。最低 50km 圏に、その一部または全部を含む都道府県を協議の対象に含めるべきである。

(意見内容)

範囲は 30km では到底不十分であり、「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から最低 200km との区域の全部又は一部をその区域に含むこと」すべき。

また「レベル 7 の過酷事故発生を想定した SPEEDI および WSPEEDI によるシミュレーションを行い、その影響範囲の全部の地域に含むこと」の項目を追加すべき。

(理由)

今回の福島原発事故の影響はホットスポットをみても千葉県など 200km を超えている。政府から発表される農作物、水産物から検出される放射性物質の範囲も関東全域におよんでいる。範囲は同心円ではない。風の影響も非常に大きい。私の近所では避難、移住を考え、既に移住している。私も移住を考えている。30km は放出された放射性物質の範囲を過小評価したものである。原発の被災者を無視したものである。

1 実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むことについて IAEA の深層防護の 5 層に区分けする概念において、5 層の最後の層、原子力防災においては、原発の過酷事故が起こることを前提として計画を立てるべきであり、それ以前のレベルの対策によって被害が軽減されることを前提に計画を立てるべきではない。そこで、「控えめに見ても福島級の過酷事故が発生した場合を想定した SPEEDI/WSPEEDI による試算を行い、その影響範囲の全部または一部をその地域に含むこと」とする項目を追加すべきである。

範囲が 30 キロ圏内は明らかにおかしい。今回の事故においてでさえ、柏・松戸等 200 キロの場所でさえ除染が必要な汚染が広がっている。被害の可能性があるのであれば決定権があるのが当たり前だろう。

原子力発電所がひとたび事故をおこせば、風力・風速によっては放射能汚染が瞬間に広がるのが、東京電力福島原子力発電所事故で明らかになりました。また、この時には在日米国人に対して原発から 80 キロメートル以遠に避難するように本国から指示があったそうです。したがって、30 キロメートルでなく 80 キロメートルを最低とし、さらに SPEEDI や WSPEEDI の試算によって放射性物質の拡散する範囲を協議対象とすべきだと思います。

福島事故を反省に、最低 50 キロ圏に一部でもかかる市区町村、および都道府県の意見を聴き、防災計画等立てていくべきである。

意見内容:

(1)対象とする区域を、30km ではなく、少なくとも 80km としてください

(2)その上で更に、SPEEDI/WSPEEDI による試算を行い、放射性物質が拡散する範囲を、対象とする区域に含めてください

理由:

(1)福島第一原発事故では、深刻な被害が福島県中通り地域にまで及んでおり、これを含むには 80km に広げる必要があります。

(2)福島第一原発事故では、被害は同心円に広がるわけではないことが確認されています。SPEEDI/WSPEEDI の試算により、影響が及ぶ範囲を把握し、その地域も対象に含めるべきです。

実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km では、狭すぎる。さらに範囲を広げて、80km 程度にすべき。福島原発事故の際、いわゆる風評被害がでた範囲を参考にすべき。

「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」について、80km としてください。

「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」について、30km という同心円ではなく、SPEEDI 及び WSPEEDI による放射性物質拡散予測を活用して範囲を決定すべきだと考えます。

・30kmでは不十分なので、80kmを協議対象としてください。

【理由】

30km では、実際の事故が起きた際に不十分なのは福島で明らかになりました。福島原発事故の際に、米軍は 80km を退避範囲としました。最低、これが基準になるのではないのでしょうか。風向きによっては、単純な同心円の 80km 範囲以上に、さらに遠くても汚染される可能性があります。(福島から 100km 以上離れた柏や松戸でも、ホットスポットになっています)

区域の範囲は 30km では不十分。「実用発電用原子炉を設置する事業所から最低 50km の区域の全部または一部をその区域に含むこと」とすべき。IAEA の安定要素剤予防服用の新たな判断基準を用いると、「その範囲が原子力施設から概ね 50km に及んだ可能性がある」と記されている。また、東京電力福島第一原子力発電所事故により、計画的避難区域となった飯館村も 50km 圏内である。よって 30km では不十分。

伊達市民は今現在低線量放射能被爆で、美しい自然の中にあっても、子どもの将来に不安を感じています。二度とこのようなことのないように、脱原発の方向性を明確にしてほしい。風向きと当日の気候に左右される放射能は、同心円 30km ではなく最低 80km 以内の地域と協議すべきと考えます。

30km 圏内ではまだ狭いと考えます。今回、30km 圏内の一部と比較しても深刻な被害を受けた飯館村の事例を見ましても、今回の件ですら 30km 圏内を越えて大きな被害が出ています。これも今回の一件での事ですので将来的に適切かは判りませんが、少なくとも今回の件を教訓にするのであれば、50km 圏内程度が適切かと考えます。

福島第一原発事故を受けて、その避難区域の現在行われている範囲には疑問を感じます。また想定された事故の被害を考える時、また放射能というものの特殊性に鑑みてその範囲の狭さに驚かざるを得ません。事故後の放射能の飛散の状況はその後に遅ればせながら発表になったSPEEDIのシュミレーションでも広範囲にわたる事は明白です。事前の避難等の対策を十分にするためにも最低でも50Km、せめて80Kmとするのが妥当と考えます。思えば福島事故の直ぐ後、アメリカ政府は在日米人に対して80Km避難を指示したと聞きます。これはそのことを物語っていると考えます。電力会社が原子力事業者防災業務計画をつくったり修正したりする時には意見を聞くべき対象の自治体の範囲を80Kmとするべきであると強く考えます。政府に置かれましてはこのことに対し善処をお願いするものです。

(意見)

30kmでは足りないと思います。少なくとも200kmは必要です。そして、その範囲に含まれる地域に対しては、万が一の事故時にSPEEDI、WSPEEDIによる飛散予測をきちんと公開するべきです。

(理由)

福島第一原発の事故で放射性物質が飛散した地域はもっと広大だったため。もともと放射性物質がほとんどなかった場所にその何倍もの放射性物質が降っていることは事故の影響を受けていると考えられます。

協議の対象とする自治体は、もしその原発が事故を起こした場合に被害が想定される最大範囲にするべきである。今回の福島の事故では、放射能汚染は群馬県や千葉県でも大きな放射能汚染があった。協議の対象を考える際は、各季節の風向きや海流の流れを考えて、事故の際の被害範囲を想定すべき。また、距離では最低でも80kmという考えに賛成します。

現実に被害が及んでる範囲の半径80Kmとすべきです。

「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」について30kmは不十分、最低100km以上、可能な限り広く取るべきである。福島原発事故の現況、事故の推移を理解していればそれ以外の選択肢はない。

僕は愛知県に住んでいます。福島第一原子力発電所の事故を見ると東京にも相当放射能が降りました。今の意見を聞くべき対象の自治体の範囲は狭すぎます。愛知とか静岡の自治体の意見も聞くべきだと思います。僕は今度事故が起こったらもう日本はだめだと思っています。本当に心配してるのでよく考えてきめてください。

区域の範囲は30kmでは不十分です。今回の放射能汚染の実態を踏まえ、最低100km～200kmとする事を希望します。今回福島第一原発はかろうじて水蒸気爆発を免れています。次の事故で同様に運良く水蒸気爆発を免れる保障はありません。チェルノブイリ並の被害を前提に区域の線引きを考えることが科学的態度だと信じます。福島第一原発の例を見ても100km圏内は避難や移住といった災害初期の対応が絶対に必要となると考えます。また200km圏内は放射性物質の拡散により、農産物など一次産業や育児への影響も大きく、関係地域として扱うことを迫らせると考えます。

区域の範囲は30kmでは不十分だと考えます。原発事故による被害が起こりうる全地区が範囲と考えます。最低でも100km～200kmは必要だと考えます。ただ、福島の原発事故でも風向き等で影響の出方が違いました。また、その地域の物資(食べ物だけでなく、土等も含め)が他地域に流通され、事故被害のない地域にまでセシウムが拡散されたことを考えると、区域の範囲は距離の問題ではないと思います。距離ではなく、国全体に影響が出る問題であると考えべきだと思います。

・意見内容

原子力事業所から 30km 区域と限定してしまうのは異議あり。

・理由

原発事故で飛散する放射能は事故当時の天候、風向き等に強く左右されるため、距離ではなく、天候から予測される避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急防護措置を準備する区域を設定すべきです。

福島原発事故では、高濃度放射性プルームが関東上空を通過した。本来なら関東全域に一時的にでも屋内退避を勧告すべきだったという意見もある。スピーディ等の予測データを迅速に用いて数百キロ圏内の子供にヨウ素剤を配布できる体制を普段からとって置くべきです。

範囲を広げることは現状と比べるとよいことだと思いますが、さらに広げるべきだと思います。

最低でも 250km は必要だと思います。

福島原発事故を考えれば、30Km では十分でなく、少なくとも 50Km にひろげ、また、同心円で一律の線引きをするのではなく柔軟な協議対応が可能な表現にするべきだと考えます。

30km ではなく 300km とすべきである。ひとたび事故が起きたときに、放射性物質を含む大気が同心円状に流れるわけではないことは、今般の福島第1原発事故によって、いやというほどに明らかとなった。風の流れによって、福島第1原発から 300km 程度離れた東京も高度に放射能汚染されたことにかんがみれば、300km でも十分に控えめな提案だと考える。

170 から 200km を範囲にして下さい。

「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 300km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とするべきだと思います。なぜなら、今回の福島原発事故により首都圏でも一部に高汚染地域が見つかりました。東葛地区は除染が必要なほどの汚染になりました。このことから200km 以上は必要ですが、これはセシウムについてのみ言えることです。事故直後のヨウ素の飛散を考えると、300km にすべきと考えます。

福島第一原発のような事故があった場合に、放射性物質の拡散がスピーディ等によって予測される範囲の全ての市町村が関係周辺都市であるべきだと考え、そのように要望いたします。

30km でなく 200km を最低とし、さらに SPEEDI や WSPEEDI の試算によって放射性物質の拡散する範囲を協議対象とすること。

100 キロ範囲内の都道府県と協議すべきと考えます。

協議対象都道府県が30キロでは狭すぎると思います。今回の福島原発事故では80キロ離れている所でも深刻な被害が出ています。もっと広い範囲でスピーディの予測結果も加味して、円でくるのではなく実際に即してやってほしい。

区域の範囲は30km では不十分。最低100km～200km とする事を希望します。福島第一原発の例を見ても100km 圏内は避難や移住といった災害初期の対応が必要となる。また200km 圏内は放射性物質の拡散により、農産物など一次産業や育児への影響も懸念される為、経済的・生活的に関係地域として扱うべきでは。

SPEEDI を用いて考えられるすべてのケースのシミュレーションを行い、法律の線量限度である 1mSv/年を超過する汚染が生じる地域が、原子力事業所から 200km 以上遠方となる場合は、そちらを採用すること。東電福島第一原発事故で放出された放射性物質によって、福島第一原発から約 200km 離れた東京都や千葉県において、法律の線量限度である年間 1mSv を超えて、健康被害が懸念され、除染が必要となる程度の汚染が確認されている。この程度の距離にある自治体が防災業務計画の作成・修正に無関係ということとはありえないと考えられる。なお、東電福島第一原発事故は 1 つの例にすぎず、気象条件や放射性物質の放出量によってはもっと遠方まで汚染が発生した可能性もある。113 億もの巨額な税金を費やして開発した SPEEDI を利用し、考えられる全ての条件のシミュレーションを行い、最酷条件を想定して距離を設定すべきである。

この度の福島原発事故の影響を考慮すると、EPZ の範囲は半径 30 キロでも足りない。シビアアクシデント発生時の災害規模、気象条件によって、被害が 200 キロ超に及ぶことは今回の事故が証明している。発災直後の住民の避難退避、安定ヨウ素剤のすみやかな予防服用など、「緊急防護措置を準備する区域」については、福島事故直後の米国の対応にならったとして約 80 キロ(50 マイル)は必須、最低 100 キロは考慮に入れておくべきである。発災後の第 1 次産業や観光業などへの大きな影響、食品の安全、育児への不安といった精神的負担を鑑みると、原発のいわゆる「地元」と呼ぶべきはそれ以上の地域に及ぶ。文部科学省による航空機モニタリングの測定結果によると、セシウム汚染は発電所から 250 キロの群馬県にも及んでいる。したがって、「事業者防災業務計画の協議先に加える」べき自治体は、当該都道府県に限るべきでなく、30 キロでは全く足りない。そもそも、地形や気象によって複雑に拡がった汚染の現状を見るなら、自治体の境界で区切って考えること自体が矛盾している。

「避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急防護措置を準備する区域(以下「緊急防護措置準備区域」という。)を原子力施設から概ね 30km に設定するという考え方」を基本前提にされていますが、福島第一の事故において、被害はもっと広大に渡っています。関東一円すら屋内退避が必要だったはずで、それを考えたら 300km だっておかしくありません。被害を最小に食い止めるという前提からすれば、300km 圏内の地域(300km 以内に含まれる市区町村)とすべきと考えます。

30キロでは狭すぎます。チェルノブイリより酷い福島原発事故。チェルノブイリの教訓から学び、範囲を広くしてください。私の住まいは、福島第一原発から50キロです。私も健康被害が顕著に表れており、仕事もままならず病院通いの日々なのです。どうかお願いします、私たちをお救いください。

福島第一発電所の事故では、200km離れたここ守谷市でも、かなり影響を受けた。未だに、各個人財産への対応は何も無い。補償を求めるには、非常に努力が必要であり、現実的では無い。予めの施策が必要であったし、このように広大な地域に影響を出すことが、過去の事例でも明かである。よって、少なくとも、要件は「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 300km 程度をその区域に含むこと」とすべきである。

<意見>政令で定める要件の(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」および(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は2つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 250km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきと考えます。<理由>実際、福島第一原発事故では、放射性降下物は 250km 圏内を超えて拡散し、250km 近く離れた群馬県内においても、除染が行われる必要があるほどの高濃度汚染地帯が発生し、農水産物など一次産業に影響を及ぼし、また地域住民の健康被害が懸念される事態が発生しています。従って、原発から 250km 程度の距離の自治体が、防災業務計画の作成・修正に無関係ということとはありえないと考えるからです。

今回の東電福島第一の事故現状を見る限り、30kmというのはあまりにも狭すぎます。飯館村や伊達市は直線的に汚染され、その後の風向きの変化で三春町や郡山市が汚染されたのを思えば、最低でも50kmです。また、天候や風向きなどで放射性物質が拡散する可能性のある範囲もそれに付加して協議対象とすべきです。更に、原子力防災計画がなくとも、上記の範囲に入る自治体地域は、協議対象とするのが当然です。目的は、国民の命を守ることであるならば、役所の業務処理の理論でなく、身内の命のこととして向き合い検討して頂きたいです。安心して暮らせる国、信頼できる国に今こそチェンジです！

福島第一原発の事故では、福島から数百キロも離れた茨城や東京でも放射能汚染がありました。そのレベルはあまりに嘆かわしいばかりです。天候や風向きにも影響されるこの汚染状況をみていると、数十キロ程度でその範囲を決めてしまうというのはどうも現実離れしているように思います。やはり、要件は「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から300kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とすべきだと私も思います。

意見

都道府県が以下のいずれかの要件に該当すること。

- ・実用発電用原子炉、再処理施設及び高速増殖炉を設置する原子力事業所から170キロメートルの区域の全部または一部をその区域に含むこと
- ・原子力防災に関する地域防災計画を定めていること

理由

福島第一原発事故に際して、炉心溶融の進展、外部からの冷却作業の可能性など、状況によっては首都圏住民の避難計画も検討されました。また、当時の菅首相は、東海地震の震源域に立地する浜岡原発の全機停止を中部電力に要請し、現在浜岡原発は運転を停止しています。

今後、すべての原発を再稼働させることなく廃炉とするならば、使用済み核燃料プールを対象とした事故想定となりますが、現在の政府からは即時廃炉の方針が示されていません。再稼働を前提とした法整備を図ることであれば、炉心溶融や核暴走などの過酷事故を想定した対策範囲として、少なくとも浜岡原発から東京までの距離の170キロメートルに設定すべきです。また、再処理工場および高速増殖炉は事故発生時のリスクが高いのでこれも含めるべきです。この基準により、沖縄県を除くすべての都道府県はいずれかの原子力事業所の対象区域となり、万が一の事故においても相互に補完し合える関係を築くことが可能になります。

関連する法令の整備にあたっては170キロメートル基準を採用されるよう強く求めます。

(意見)「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」にある、区域は30kmでは不十分だと考えます。最低100km～200kmとする事を希望します。

「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」は、不相当と考えます。

(理由)福島第一原発の事故の際、100km圏内は避難や移住といった災害初期の対応が必要となりました。また原発から200km程度離れた千葉県、東京都において、健康被害が懸念され、除染が行われる必要があるほどの高濃度汚染地帯が発生したので、この程度の距離の自治体が防災業務計画の作成・修正に無関係ということはありませんと考えます。

「原子力施設から30キロ」ではなく、最低でも100キロとすることを要望します。福島原発事故の被害範囲を見れば、30キロ圏内というのはとても現実離れした数字です。まずは100キロ、さらにSPEEDI等の予測システムでせめて200キロまでは対策しておかないと、日本は今度こそどうにもならなくなります。

福島第一発電所の事故では、環境省が『放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物対策地域、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域の指定について』に基づいて指定した自治体は、発電所から 200km 以上離れた埼玉県・千葉県にも及び、この点から考えても原子力事業所から 300km の区域の全部とすべきである。

福島第一原子力発電所の事故では、30km 圏外でも高濃度の核汚染が発生した。福島原発事故での放射能の汚染範囲を考えつつ、いったん原発事故が起ると、すぐには有効な対策を行う手段が、現在の日本には無いことも踏まえ、原発事故後の 6-12 ヶ月の放射能の積算量と日本の子供達の未来を考えると、あきらかに 30km は不十分である。実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から最低でも 80km の区域の全部、300km の区域内も必要があれば一部として含められるようにするべきです。

「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」について。

福島事故の影響を見ても除染が必要とされる地域、農作物出荷規制を受けた地域など、被害を受けた地域はとも 30km に留まらない。被害を受ける可能性のある地域は協議に参加すべきことは当然であり、少なくとも 100km 圏とするのが妥当である。もちろん、実際の被害は同心円状ではないが、それは被災時の気象条件等に依存して変化し、予め予測しがたいものであるため、可能性のある地域は全て含まれるべきである。また、本来知事のみならず、当該市町村長も対象とするべき。

今回の福島原発事故でも十分わかるように、一旦事故が起ると、風向きにより放射能汚染はただちに、そして広範囲に拡散していきました。原発立地市町村だけの被害にとどまりません。それを考え、もっと広範囲に及ぶ市町村にも同意を求めべきです。最低、隣接県に同意を求めべきでしょう。

我々「放射能防御プロジェクト」<http://www.radiationdefense.jp/>の首都圏土壌調査でも、福島第一原発の事故後の東京の土壌汚染平均値はセシウム合算で 460Bq/kg。23 区内は 800bq/kg を超えている汚染状態で、大半が放射能の管理区域となりました。この状態では、東京で、健康被害の発生も十分に想定され、実際に、私たちが知る限り、数百人の子供の血液像に悪化が見られています。甲状腺の様々な悪化など、かなりの健康被害の報告も私たちのグループにあがっています。この観点から考えると、被害を想定するエリアは数十キロでなく、風向き等にもよりますが、最低でも 200km。できれば 300km の範囲が事故の影響範囲と想定すべきです。政令で定める要件の (1) 「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2) 「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は 2 つとも妥当ではありません。「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 300km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とするのが、現時点で、妥当と考えます。これは「放射能防御プロジェクト」という団体見解でもあり、私個人の見解でもあります。

対対象地域が30キロと、チェルノブイリなどと比べるととても狭いことも気になります。いままでの事象をふまえ、住人の方たちが今も不安を抱えながら生活していることを考慮していただけますよう、切に願うところであります。

政令で定める要件の

- 1「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」
- 2「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」

上記二つはどちらも不適切で、1 は 30km でなく 300km、2 は計画策定の有無に関わらず、とすべきです。

福島第一原発の事故による健康被害の範囲を鑑みれば 300km の範囲は否応なしに関わらざるを得ないと考えるからです。

政令で定める要件について以下の内容とすることを要請します。

(変更案)

都道府県が以下のいずれかの要件に該当すること。

- 1)「実用発電用原子炉、再処理施設及び高速増殖炉を設置する原子力事業所から 170km の区域の全部または一部をその区域に含むこと」
- 2)「原子力防災に関する地域防災計画を定めていること」

(理由)

福島第一原発事故に際して、炉心溶融の進展、外部からの冷却作業の可能性など、状況によっては首都圏住民の避難計画も検討されました。また、当時の菅首相は、東海地震の震源域に立地する浜岡原発の全機停止を中部電力に要請し、現在浜岡原発は運転を停止しています。

今後、すべての原発を再稼働させることなく廃炉とするならば、使用済み核燃料プールを対象した事故想定となりますが、現在の政府からは即時廃炉の方針が示されていません。再稼働を前提とした法整備を図るということであれば、炉心溶融や核暴走などの過酷事故を想定した対策範囲として、少なくとも浜岡原発から東京までの距離の 170km に設定すべきです。また、再処理工場および高速増殖炉は事故発生時のリスクが高いためこれも含めるべきです。

この基準により、沖縄県を除くすべての都道府県はいずれかの原子力事業所の対象区域となり、万が一の事故においても相互に補完し合える関係を築くことが可能になります。

関連する法令の整備にあたっては「170km」基準を採用されるよう強く求めます。

「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」要件について:30km という単純な同心円上の距離は範囲認定として問題があると考え。福島原発の事故では 200km 以上の地域でも局所的に深刻な汚染があった。また speedi や後の土壌汚染調査によるとその汚染の度合いは同心円上ではなく風向きや地形に大きく影響されていた。単に距離だけで緊急時避難やヨウ素剤の配布の是非を決めてしまうと却って被爆する人々が増えたり、ヨウ素剤などの対策が効かないなどの場合が考えられる。実際この度の事故では汚染の低い所からより高いところへ避難する人々が多くでた。いまだその責任問題すら追求、賠償されていない。無用の被爆を防ぐ為にも単純な距離ではなく speedi との併用によるより現実的な対応が必要である。従って福島県がしたとされている情報の隠蔽などがないように、前もって地域住民の意見や要望を汲み取る姿勢が望まれる。また防災計画に関しては、原発を認めるのであれば、国と電力会社が前もって確実かつ2重3重の強固な施設や施策を用意するべきで、そうでない場合は原発自体の稼働や立地を認めるべきではない。防災計画や避難訓練を自治体任せにせず、自治体とともに責任を持って確実になすべきである。かつ、立地自治体は地域住民への情報開示や避難計画の策定への参加を積極的に認めるべきである。現在再稼働された大飯原発に関しては免震棟も地域避難計画もまったくなされずに何の安全も確認されずに再稼働されていて大変問題である。本題とはなれるが、本質的には、今のような状態でもしまた事故が起きれば、このような対策も改正も全く役に立たない。本質的には原発災害は起こった時点で事態の收拾は誠に困難であり、かつ安全対策を幾重にしても安全ということはありません。世界最悪の過酷事故はもう起こってしまった。その収集も原因究明もできていないのに、次の過酷事故について対策が出来る筈が無い。まずは今の事故の収束に全力を掲げ、少しでも事故が起きない状態＝原発全廃炉、核燃料施設の安全な閉鎖に注力すべきである。

チェルノブイリでは風向きにより、700km 圏内の一部にまで大きな被害が出ているとのこと。では 700km が妥当かといえば、国土の狭い日本では現実的でないように思います。ただ、現在福島第一原発から 200km 以上離れている居住地域でも、未だに放射線量は変わらず計測され続け、子どもたちが受けている健康への影響に心を痛める毎日です。そこで、30km ではなく、200km としていただきたいと考えます。これには、実際今横浜で健康被害への鹿にされ罵られるという、今直面している困難にたいしても、また我々が正しく放射線を理解し共存共栄するためにも、後押しにもなると確信するからです。

福島第一原子力発電所の事故では、千葉県東葛地域、東京都葛飾区など、発電所から 200km 程度離れた首都圏でも法令上の放射線管理区域(表面汚染密度 4 万 Bq/m² 以上)に該当する汚染を受けた地域が存在する。2011 年 3 月 25 日に近藤駿介原子力委員長が「福島第 1 原子力発電所の不測事態シナリオの素描」として議論したように、気象条件等によっては更に大規模な汚染が生じた可能性もある。従って、少なくとも、要件は「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 400km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とすべきである。

「緊急防護措置準備区域」(避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急防護措置を準備する区域)をどう設定すべきかは、原発事故が起きたとき、その被害規模がどこまで拡がるのか、その最大規模がわからない以上、次のようにすべきであると考え。つまり、政令で定める要件は「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 300km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とすべきである。これならば、日本全土がだいたい包まれることになるだろうからだ。また、付言するが、次に過酷事故が起これば、この国はもはや存続することは不可能であるという前提をとるのでなければ、「今般の原子力発電所事故において、その影響が広範囲に及んだ反省と教訓を踏まえ」とは到底いうことができない。

政令で定める要件の(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は 2 つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 200km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」であるべきと考えます。

実際に 2011 年 3 月 11 日にメルトダウンを開始、最終的に3つの原子炉と1つの使用済み燃料プールの爆発により、東日本の広範囲に深刻な放射能汚染と環境破壊をもたらした現在も収束の見込みが立っていない東京電力福島第一原発の事故において、原発から 200km 程度離れた千葉県、東京都、神奈川県などにおいても、 α 核種の飛散さえ確認され、健康被害が懸念され、除染が行われ、汚染された一般ごみの焼却によって焼却灰や排水による汚染で2次被害も深刻となるほどの高濃度汚染が発生したため、この程度の距離の自治体が防災業務計画の作成・修正に無関係ということはありませんと考えるからです。

今回の震災を期に原発立地自治体のみが被害者になるばかりでなく、周辺地域にとどまらず広範囲に被害をもたらす災害ということを実感に知らしめたので、地域区分にかぎらず、現在の法制よりもさらに広範囲の定義付け希望します。今回の事故の放射能によって被害を受けた距離と同程度の広範囲の設定から、時間と発生事故から縮小が見込めるかどうかの判断といった発想、距離が離れるにつれて身近さを欠き情報が不正確になる恐れを軽減するためにも、広範囲な設定による意識の向上が必要と考えます。

必要以上のパニックの押さえ込みが不信感を広げたと思いますが、一度この惨事を経験した国民の良識であれば、覚悟ある行動が出来ると信じていますので、従来の枠組みに囚われない考えの変革を求めます。

「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」の 30km では範囲が狭すぎると考えます。福島原発から 200km 離れた千葉県東葛地域すら、除染を必要とするほど汚染されてしまい、季節や気象条件によりもっと汚染地域が拡大した可能性を考慮すると、少なくとも 200～300km といった広範囲を区域に設定する必要があります。

区域の範囲は30km では不十分だと考えます。300kmの静岡でさえお茶の汚染がわかって生産を停止し、経済的打撃を受けているのに、30kmにする事はこれらの事を何と思っているのでしょうか。ぜひ再考願いたいです。

本来なら50km～100km で済んだのかも知れませんが、しかし政府は瓦礫処理を他地域に押し付けた。特に東京。東電福島第一原発事故由来の汚染に引き続きガレキ処理でさらに汚染を進めた。これは政府の責任です。東京圏まで含む300km を希望します。

区域の範囲は30km では不十分だと考えます。被害が及ぶ範囲を想定すれば、200 キロを超えることも考えられるが、最低100km から200km とする事を希望します。

福島第一原子力発電所の事故では、30km 圏内に位置する福島県下以外での自治体でも、高濃度の核汚染が発生した。例えば事故現場から 250km 以上離れた東京都下でも、葛飾区、江戸川区などで法令上の放射線管理区域に該当するフォールアウト(表面汚染密度 4 万 Bq/m² 以上)が記録されている。2011 年 12 月 9 日に早川由紀夫氏(群馬大学)によって発表された汚染地図を見ると、事故当時の風向きや気象条件によって、栃木、千葉、群馬、岩手など後半にわたって局所的な高濃度汚染地(ホットスポット)が発生したことが見て取れる。以上の汚染実態の客観的事実および汚染による各自治体への重大な影響を考慮すれば、EPZ を原発からわずか 30km 圏内に限定することは明らかに不十分である。したがって、本件の要件として少なくとも「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 300km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とすべきである。

・(1)の区域を 200km とした上で更に「過酷事故が発生した場合を想定した SPEEDI/WSPEEDI による試算をし、その影響範囲の全部または一部をその地域に含むこと」とする項目を追加すべき。

東京電力福島第一原子力発電所の事故では、発電所から 200km 程度離れた首都圏においても法令上の放射線管理区域(表面汚染密度 4 万 Bq/m² 以上)に該当する汚染を被ったことなどを鑑みれば、原子力発電所事故による健康被害や土壌汚染による生産被害を考慮すべき地域防災計画の範囲は、最低でも 200km は必要。また、2011 年 3 月 25 日に近藤駿介原子力委員長が「福島第 1 原子力発電所の不測事態シナリオの素描」として議論したように、気象条件等によっては更に大規模な汚染が生じる可能性もあるため、200km 圏内を最低としたうえで、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)または WSPEEDI によるシミュレーションを実施し、より地勢や気象に即した放射性物質の拡散範囲を把握した上で、その拡散範囲に一部または全部を含む都道府県も協議の対象に含めるべきである。

(1)「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」原子力発電所から 30km というのは今回の福島の事故で事態が深刻になって以降政府が自宅待機を発令した地域に該当します。しかし実際には飯舘村などそれ以遠の地域でも高濃度の汚染に晒され、また SPEEDI の情報通知がされなかったこともあり住民が無用な被曝をする事態に至りました。福島においては風向きや気象条件の関係で、たまたま大半の放射性物質が太平洋側に流れたために事故の規模に比べて汚染が少なかったようですが、別の場所で事故が起きた際に同じような幸運があるとは限りません。また、今回の事故ではそのような幸運があったにもかかわらず、福島第一原発から 200km ほど離れた千葉や東京の一部でも除染が必要なくらいの深刻な放射能汚染が発生しています。以上のことを考慮し、要件(1)は、30km ではなく、200km とすることが妥当だと思います。

私は原発から 100km までの市町村が全て「意見を聞くべき対象の自治体」とされるべきだと考えます。福島原発の放射能漏れが判った時点で、アメリカなど諸外国政府は自国民に対して 50 マイル(80km) 以遠に避難する指示を出したと聞いています。実際の汚染の状況は改めて言うまでもありませんが、東京も含めて数百 km 遠方まで及びました。どの程度まで被曝を我慢するかは、正しい情報を得た上で当事者個人が自分で決めることであり、枝野氏のように恣意的に「直ちに影響は無い」と言うべきものではありません。結論的には、被害を蒙る範囲は距離では決められない訳ですから、電力会社は原発の過酷事故を起こした場合に被害を与える恐れがある地域は全て「意見を聞くべき対象の自治体」とするべきなのです。

東京電力福島第一原発の破局的事故の結果、「今般の原子力発電所事故において、その影響が広範囲に及んだ反省と教訓を踏まえ」とするのであれば、実際に(1)30km を超えた地域でも継続的健康監視の必要性のある被曝が生じていること、(2)首都圏(千葉県東葛地区、東京都東部など)でも除染の必要な地域が発生している実態を鑑み、原子力施設から概ね 30km ではなく、最低でも施設より 300km の全域を原子力災害対策特別措置法施行令の要件とすることが必要である。

(意見内容)

30km の区域では不十分です、1.は「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から最低 200km との区域の全部又は一部をその区域に含むこと」すべきである。

(理由)

原発立地地域に隣接する都市部への距離がおおよそ 200km 前後以内に存在するからです。東京から東海第二原発(おおよそ 100km)や東京から福島(おおよそ 200km)。神奈川から浜岡原発(おおよそ 100km)。現に今回の福島第一原発の重大事故により、2011 年 3 月 15 日前後に東京都世田谷区では通常の放射線量のおおよそ 20 倍の

値が検出されたようです。

「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」
30km は狭い。最低でも 50km は必要であることは東日本大震災が証明している。

原子力事業所より 30km 圏内というのは不適切だと思います。100km～200km の区域の全部または一部にするべきです。福島第一原発での事故で、遠く離れた千葉県柏市や松戸市などでかなり高い数値が検出されていた為です。よろしくお願いします。

今回の福島原発災害においては、原発から 200km 程度離れた千葉県、東京都においても、部分的に高濃度汚染地帯が発生した。そもそも原発災害において、汚染被害を同心円モデルで試算することが現実的でないことは明らかである。健康被害が懸念されたり、除染が行われる必要があるほどの汚染が発生する状況は、風向き、天候などの要素によって帯状に、あるいは飛沫状に、距離としては 200-300km の範囲で広がる可能性を考慮に入れなければならない。(それでもまだ距離的に足りないという議論もあるが。) 従って、政令で定める要件の (1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は、まず科学的に2つとも適切ではない。(1)については少なくとも 100～200km、本来ならば 300km 範囲内の自治体をEPZの対象に入れること、(2)の地域防災計画については今後日本中のすべての自治体が備えるべきものではあるが、3年程度の暫定期間を置いて計画の作成を急がせながら、暫定期間内では防災計画の有無に関わり無くEPZの対象とするべきである。地震を含めた災害がいつ来るかについては完全な予想はできないが、地震の多発期に入った日本においては明日にもありうることである。また、福島原発事故の原因が、津波だけでなく地震によるダメージの要素が大きかったこともすでに明らかになっている。慎重な議論を重ねて国民の生命・健康の維持と、国土と環境の保全に役立つ制度改正こそが信頼を高めるものと信ずる。

電力会社が原子力事業者防災業務計画をつくったり修正したりする時に、意見を聞く対象とすべき自治体の範囲(以下、協議対象)は、

- ・実用発電用原子炉、再処理施設および高速増殖炉を設置する原子力事業所から300km の区域の全部または一部をその区域に含む範囲を協議対象とすること、
 - ・上記の範囲に入っていれば、原子力防災計画をつくっていなくても協議対象とすること、
- としなくてはならないと考えます。

(理由)

福島第一原発事故の影響は住民の緊急的避難だけではありません。拡散した放射性物質による汚染は、遠く、岩手県、群馬県、千葉県、静岡県にも達する広範囲の地域で、今も深刻な影響を及ぼし続けています。その範囲は、福島第一原発から直線距離で300kmを超える遠方にも広がっています。これらの地域は、学校などの除染、農林水産物の汚染対策などを迫られるだけではありません。単なる経済的被害にとどまらない、文化や精神にも及ぶ大きな傷を受けています。このような被害は、今回の事故の限って考えても、事故発生時の気象条件などによって、福島第一原発から最低でも300kmの範囲に含まれる全ての自治体に潜在的な可能性があったわけです。今回の事故では大量の放射性物質が太平洋上へと拡散しました。このことを考えると、潜在的な汚染地域は500km、1000kmの範囲にも広がります。

被害を受ける可能性があるのに、それに対して意見が言えないのは全くおかしいことです。事故によって被害を受ける可能性がある以上、原子力施設(実用原子炉だけでなく、再処理工場、高速増殖炉を含む)から最低でも300kmの範囲に存在する全ての自治体は、原子力施設に対して意見を述べる権利を持つのが当然であり、上述の協議対象に含めなくてはなりません。今回の事故による太平洋上への放射性物質の拡散範囲によっては、さらに500km、1000kmの範囲に存在する全ての自治体を協議対象に含めなくてはならないと考えます。関連する法令の整備においても暫定的には「300km」基準を、洋上への放射性物質の拡散範囲によっては、「500km」、あるいは「1000km」基準を採用しなくてはならないと考えます。

日本の地形の形状により、一律 30km、とするのは適当でないと思われれます。特に偏西風による風下となることの多い、原子力発電所の東側の土地については、日本内の全地域において避難、屋外待避、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急防護措置を準備すべき区域、と考えられます。また、原子力災害に係る地域防災計画を策定していない自治体は協議先に含まれない、とされておりますが、むしろ上記の区域は政府によって防災計画を促されるべきであり、併せて検討を望みます。今回の福島第一原子力発電所の事故によって、避難区域とされたのは当初 30km 圏内でした。しかし、その地域の多く、また追加された地域はその後警戒区域となっており立ち入りが制限されております。これは緊急避難の対象区域ではなく、継続避難の対象です。事故時の緊急防護処置はもっと広くとられるべきです。また、今後発生する原子力発電所の事故においては、福島第一原子力発電所の事故の規模とは関わりなく、さらに大きな事故となる可能性があります。チェルノブイリ事故においてはヨーロッパにも汚染が広がりました。EPZの設定は、継続避難のみならず、緊急時の防護の対象として設定されるべきです。少なくとも半径 300km 程度は設定していただきたい。今回の事故において、東京で非常な放射線量が計測されたためです。肺内への放射性物質の取り込みを考え、これは今後の防護処置をとるレベルであったと思います。α線を出す核種などは長期間肺内に留まり、放射線を出し続けることが確認されています。α線核種の吸入が危険を伴うことは広く知られております。対象の地域については、事業者防災計画の協議先としてください。以上、御検討を強く願います。

区域の範囲は 30km では不十分です。福島第一原発事故により飛散した放射性物質は関東全域にまで到達しており千葉県柏市、埼玉県三郷市、東京都葛飾区などにホットスポットができ群馬県の山間部や神奈川県でも高い放射線が計測されました。以上のことから最低でも 300km にするべきです。

政令で定める要件の (1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 200km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきと考えます。実際に、福島第一原子力発電所の事故では、千葉県東葛地域など、発電所から 200km 程度離れた首都圏でも法令上の放射線管理区域(表面汚染密度 4 万 Bq/m² 以上)に該当する汚染を受けています。従って、この程度の距離の自治体も防災業務計画の作成・修正に無関係ではないと考えるからです。

30 キロという規制は、東日本大震災の福島原発の例から考えて適切ではありません。被害が数百キロに及び複数県にまたがることは当然の考え方だと思います。

放射性物質の拡散は風向に左右され、同心円上には広がらないので、この「区域」は十分な余裕をもって決められるべきであり、30km では不足である。現に福島第一発電所の事故で計画的避難区域となった飯舘村もほとんどが 30km 圏外である。少なくとも 50km 程度は必要と思われる。

区域の範囲は 30km では不十分であり、最低 250km としなければなりません。福島第一原子力発電所の事故では、千葉県東葛地域など、発電所から 200km 程度離れた首都圏でも法令上の放射線管理区域(表面汚染密度 4 万 Bq/m² 以上)に該当する汚染を受けました。風向き等の気象条件によっては更なる汚染が拡散した可能性がありました。このことにより高レベル汚染がされた福島県、栃木県北部、茨城県、東葛地区に加えて関東地方広範に農業漁業等の一次産業へ経済的なダメージを与えました。原発事故が起これば決して狭くない周辺地域へ害を与えることが証明されました。また、放射線の影響に敏感な子供への健康被害への懸念から子供を持つ家庭に対して個人的な測定から除染まで物理的負担、食べ物を選別する経済的負荷、傾向被害への心理的負担まで考えると少しでも放射能汚染の影響がある地域は該当の区域の範囲とすべきです。最後に福島第一発電所の事故時に官邸が制作した最悪シナリオには首都圏住民の避難も真剣に考慮されていた事を思い出すべきです。今回の事故により 200km 以上離れた地域が非難区域になる可能性が事実として証明されました。以上の理由から、該当区域の範囲は最低 250km 以上である必要があります。

<意見>

実際に事故が起これば影響を受けるのはもっと広い範囲、福島で高濃度の汚染が見られることから、30km の区域では狭すぎ、200km の区域とするべき。

区域を 30km に設定するのはあまりにも不十分。最低 300km とすることを希望する。福島第一原子力発電所の事故では、千葉県東葛地域など、発電所から 200km 程度離れた首都圏でも法令上の放射線管理区域(表面汚染密度 4 万 Bq/m² 以上)に該当する汚染を受けた。100km 圏内は避難や移住といった災害初期の対応が急務であり、300km 圏内は放射性物質の拡散により、農産物など一次産業や育児への影響も懸念される為、経済的・生活的に関係地域として扱うべきと考える。2011 年 3 月 25 日に近藤駿介原子力委員長が「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」として議論したように、気象条件等によっては更に大規模な汚染が生じた可能性もある。従って、少なくとも要件は「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 300km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とすべきである。

2. 政令で定められる要件

1「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」

を原子力事業所から 150km の区域とすることを希望します。

なぜならば今回の福島第一の原発事故での放射能の拡散状況を見ると 30km という円ではとどまらずかなり広範囲が汚染されているからです。事故発生時の風向きや天候によってかなり左右される状況において実質的に被害が及ぶ可能性のある都道府県、市区町村は含まれなければいけないと思われまます。想定される範囲は余裕をもって考えられるべきで、想定外では済まされないのではないのでしょうか？

(意見) 区域の範囲を 100km～100km とする事を希望します。

(理由) 現在の福島第一原発事故例から 100km 圏内は避難や移住といった災害初期の対応が必要となっている。200km 圏内は放射性物質の拡散から、健康・生活・経済を守るために含まれると思います。

協議範囲は、先の 3.11 の放射性物質の拡散範囲を考えると原発立地場所から最低半径 100km～150km の市町村全ての同意を前提とすべき。また協議するだけの対象ではなく、当該の市町村の一致した了解をもって稼働又は新設が可能とすべし。

福島第一原発事故の影響を見るに、200km 離れた東京都、千葉県で、除染が必要な場所が発見されたり、300km はなれた、神奈川県、静岡県の茶葉から、基準値超の汚染が確認されたりなどの事実がある。よって、原子力事業所から 30km の区域では、全く不十分である。30km は、10 倍の 300km にするのが、妥当である。

文面 1 政令で定める要件の (1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又 は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は 2 つとも適切ではなく、現実には、福島第一原発より飛来した放射能物質は関東全域を汚染し、中には柏市や世田谷などのように福一より離れているにも関わらず高濃度での汚染がみられます。

(1)実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又 は一部をその区域に含むこと
 (2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること、は震災後に明らかになった情報で 2 つとも適切ではなく、原子力事業所から 200km の区域の全部又 は一部をその区域に含むこと」が適切だと考えます。近所の中学は基準値 4 倍でした。農作物等も甚大な実被害を受けています。又本来規制法に入れるべきですがアメリカの規制庁の様に避難範囲と期間を政府に指示する義務を負わせるべきだと思います、政府は其れに従う。SPEEDI はまだ文科相下であり災害混乱時に専門家でない地治体が責任を負うのは又無責任体制の続行です。責任所在をはっきりさせ責任者は責めを負う様な安全規制避難誘導義務を明示すべきです。委員会メンバー選定には本当に失望しました。

政令で定める要件について次の内容とすることを強く求めます。

(変更案)

都道府県が以下のいずれかの要件に該当すること。

- (1)「実用発電用原子炉、再処理施設及び高速増殖炉を設置する原子力事業所から 170km の区域の全部または一部をその区域に含むこと」
- (2)「原子力防災に関する地域防災計画を定めていること」

(理由)

福島第一原発事故に際して、炉心溶融の進展、外部からの冷却作業の可能性など、状況によっては首都圏住民の避難計画も検討されました。また、当時の菅首相は、東海地震の震源域に立地する浜岡原発の全機停止を中部電力に要請し、現在浜岡原発は運転を停止しています。

今後、すべての原発を再稼働させることなく廃炉とするならば、使用済み核燃料プールを対象した事故想定となりますが、現在の政府からは即時廃炉の方針が示されていません。再稼働を前提とした法整備を図ることであれば、炉心溶融や核暴走などの過酷事故を想定した対策範囲として、少なくとも浜岡原発から東京までの距離の 170km に設定すべきです。また、再処理工場および高速増殖炉は事故発生時のリスクが高いのでこれも含めるべきです。この基準により、沖縄県を除くすべての都道府県はいずれかの原子力事業所の対象区域となり、万が一の事故においても相互に補完し合える関係を築くことが可能になります。関連する法令の整備にあたっては「170km」基準を採用されるよう強く求めます。

関係周辺都道府県が 30km 以内では範囲が狭すぎる。今回の原発事故ではその十倍の 300km 圏内を超える汚染が飛散し、深刻な土壌汚染(東京都内でも 10 万 Bq/kg レベルの高濃度汚染物質が至るところに堆積)、看過出来ない農作物汚染(静岡県内では基準値を超える茶葉の汚染など)を来たしてしまったのに、これら事実を、まったく無視した設定だ。

福島第一原発の事故では、千葉県など発電所から200キロメートル離れた首都圏でも、法令上の放射線管理区域に該当する汚染を受けました。事故時に官邸が制作した最悪シナリオには、首都圏住民の避難も真剣に考慮されていた事もあり、原子力発電所施設から300キロメートルが、適当であると考えます。

「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」の案について 30km ではなく 80km にすべき。

(理由) 福島原発の事故のときに米国政府は米国人に対して 80km 圏外に退避するように指示した。原発を開発したのは米国の電機メーカーであり 80km 圏内には災害が影響すると想定している。

原子力施設から 30 キロは狭すぎる。福島事故では首都圏まで汚染されたのだから、250 キロでもいらいだと思う。最低でも 100 キロ、SPEEDI など予測システムで汚染されそうな地域はすべて対象にするべきと思う。また、実用発電用原子炉に限定というのも撤回すべき。実験炉でも小さい事故は多発している。

区域の範囲は30km では不十分。最低150km～200km とする事を希望します。

東京、千葉、埼玉でも放射能汚染が激しい。チェルノブイリ事故での、ベラルーシ等での子供の健康被害やがんの事実から最低限必要な距離です。また、子供だけは、確実に守らなければいけない。

福島原発の事故で首都圏まで汚染されてしまったことを考えると、原子力施設から最低でも 150km は緊急防護措置準備区域にするべき。予測システムを有効活用して 150km 以上を対象としてほしい。

(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は 2 つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 300km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきと考えます。なぜなら、このたびの東京電力福島第1原子力発電所の事故によって、原発から約 200km 離れた千葉県の柏市をはじめとした東葛地区やそれよりも離れている千葉県の東京湾臨海部の JR 総武本線及び JR 京葉線の沿線の自治体や東京都においてさえ、健康被害が懸念され、除染が必要とされる汚染状況になっているため、原発からの直線距離が同程度の自治体が、原発事故に対する防災計画に無関係であってはならないと考えるからです。

原子力発電所の事故は知恵の部入りで学んだ様に1000キロメートル先にもホットスポットを作るほど気象に影響されやすいのは分かっている事。範囲は円ではなく気象で変化するもので、福島は太平洋側に立地していたので不幸中の幸いだった。が、しかし、他の原発は日本海や陸地が囲まれている立地に有るがために福島事故とは比較にならないほどの悲惨な汚染が拡がる事は間違いない。即時廃炉が希望で、もしも範囲を指定するのであれば30キロメートルでは、問う出入り会出来るものではない事も政府は理解してくれるだろう。アメリカが事故後に本に住むアメリカ人に向け非難を呼びかけたのが800キロメートルの避難だった。となると800キロメートルが妥当だと思う。

今回の福島第一原発事故では、原発から 250km 以上離れた首都圏にも 100 万 Bq/m² という大量のヨウ素が到達したことが文科省発表の SPEEDI システムによる予測によって明らかにされている。また、放射性セシウムについても文科省の航空機モニタリングや筑波大学の研究によって、法定の放射線管理区域に該当する汚染を受けた地域が首都圏に存在することが示唆されている。また、これらの汚染の度合いは、事故当初の偏西風によって放射性物質がたまたま太平洋に運ばれた結果であり、もし気象条件が違っていれば、桁違いの汚染度合いになっていたことが予想される。上記を考慮した場合、原発から 300km 圏内の地域が事故に際して避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用などの緊急防護措置を必要とすることは明白であり、「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」の有無を問わず、「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所か

ら 300km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」を本改正における要件とすべきである。

訂正案:「実用発電用原子炉、再処理施設、研究開発段階の原子炉を設置する原子力事業所から 50km の区域の全部または一部、風向き SPEEDI 等の情報により汚染が予測される区域を含むこと」

理由:福島では 30 キロ以上に放射線が広がったので最低 50 キロでお願いしたいです。

提出意見:【原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正(案)に対する意見募集について】意見をお送りします。「政令で定める要件」の1「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」は適切ではありません。EPZ=「避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急防護措置を準備する区域」は、福島第一原発事故では福島県のみならず、茨城県南部と千葉県北部を含む関東にまで及びました。また福島県は日本でも東部に位置しており、事故後の各種シミュレーション結果によれば全放出放射性物質のうち8割程度が偏西風によって太平洋側に流れたとされています。

<http://www.nies.go.jp/whatsnew/2011/20110825/20110825.html> もし国土の中でも西側あるいは日本海側に位置する原発が同程度の事故を起こしたならば、西部の被害は甚大なものになってしまうでしょう。こうしたことから、福島の実例を鑑み、今後のEPZは原発から同心円状に最低でも半径 200km まで拡大することが必須です。

変更案

都道府県が以下のいずれかの要件に該当すること

1「実用発電用原子炉、再処理施設及び高速増殖炉を設置する原子力事業者から 170km の区域の全部または一部をその区域に含むこと」

2「原子力防災に関する地域防災計画を定めていること」

理由

福島第1原発事故に際して、炉心溶融の進展の可能性など状況によっては首都圏住民の避難計画も検討されました。又当時の菅首相は東海地震の震源域に立地する浜岡原発の全機停止命令を中部電力に要請し現在浜岡原発は運転を停止しています。今後全ての原発を再稼働せず廃炉にするならば、使用済み核燃料プールを対象とした事故想定となりますが、現在政府は即時廃炉の方針をしめしていません。再稼働を前提とした法整備を考えるとのであれば、炉心溶融や核暴走などを想定した対策範囲として、少なくとも浜岡原発から東京までの距離 170km に設定するべきです。この基準により沖縄を除くすべての都道府県はいずれかの原子力事業所の対象地域になり、万が一の事故においても相互に補完しあえる関係を築くことが可能になります。関連する法令の整備にあたっては 170km 基準を採用されますよう強く求めます。

(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」の要件を「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 80km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」と修正

・理由

・福島原発事故により、サイトから北西 30km 圏外にある飯舘村、福島市が高レベルに汚染された事実を踏まえ、事故直後の初期段階で避難を行う範囲をもっと拡大すべきことは当然であり、最低でも米軍の定めた 80km 圏内は緊急の避難体制、ヨウ素剤の服用の準備が必要なこと。

福島第一原発事故において、その影響が広範囲に及んだ反省と教訓を踏まえるならば、EPZの範囲 30 キロでは狭すぎます。今回の事故による飯舘村、福島市の一部、二本松、郡山における放射能汚染の状況などをふまえ、最低でも 50km 区域を含めるべきです。

政令で定める要件の(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は2つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から最低100km～200kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきと考えます。

(理由)実際に福島第一原発の例を見ても百km圏内は避難や移住といった災害初期の対応が必要となります。また原発の事故において原発から200km程度離れた千葉県、東京都において、健康被害が懸念され、除染が行われる必要があるほどの高濃度汚染地帯が発生したため、この程度の距離の自治体が防災業務計画の作成・修正に無関係ということはありません、福島200km圏内は放射性物質の拡散により、農産物など一次産業や育児への影響も懸念されるため、経済的・生活的に関係地域として扱うべき、と考えるからです。

意見：該当箇所1, 2ともに適切ではない
意見内容：放射性物質の拡散は風向きによって決まるので、半径何キロというような距離だけの指標で判断すべきではない・30kmでなく50kmを最低とし、さらにSPEEDIやWSPEEDIの試算によって放射性物質の拡散する範囲を協議対象とすること上記の範囲に入っていれば、原子力防災計画をつくってなくても協議対象とすること(理由)(1)この改正の根拠とされている「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」(「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について中間とりまとめ)では、「UPZの外においても、事故発生時の初期段階では放出された放射性核種のうちプルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくの影響が想定される。」「東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEAの安定ヨウ素剤予防服用の新たな判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から概ね50kmに及んだ可能性がある」と記されている。また、東京電力福島第一発電所事故により計画的避難区域となった飯館村も50km圏内である。よって、30kmでは不十分であり、最低50kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこととすべきである。(2)東京電力福島第一発電所事故では、被害は同心円に広がるわけではないことが確認された。よって、50km圏内を最低としたうえで、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)またはWSPEEDIでシミュレーションを実施し、より地勢や気象に即した放射性物質の拡散範囲を把握し、その拡散範囲に一部または全部を含む都道府県も協議の対象に含めるべきである。

意見内容：

(1)区域の範囲は、30kmでは不十分である。最低100kmの区域の全部又は一部をその区域にすべきである。

(2)範囲を100kmと下上でスピーディ等による試算を行いその影響範囲を上記の羽仁に加える。

理由：

東京電力福島第一発電所の事故では、水素爆発及び水蒸気爆発直後の風は、海に流れたが、風向き次第では、さらに高濃度の汚染が広範囲に、また風下に起きる可能性があった。福島第一原発事故で原発から、200km離れた地点でホットスポットと呼ばれる汚染地域が起きたことを考えると少なくとも100kmの地点に加えスピーディ等の試算による、拡散範囲は、協議の対象に加えるべきだと考える。

(該当箇所)

①「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力発電所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」について

(意見内容)

(1) 区域の範囲は、30kmでは不十分であり、①は「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から最低100kmとの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」すべきである。

(2) ①を区域の範囲を最低100kmとした上でさらに、「過酷事故が発生した場合を想定したSPEEDI/WSPEEDIによる試算をし、その影響範囲の全部又は一部をその地域に含むこと」とする項目を追加すべきである。

(理由)

(1) 福島第一原発事故で放射性物質の拡散は単純に距離だけでなく、地形や風向き、気象が多くに影響する事を身をもって学んだ。しかも、福島第一原発事故による放射性物質の多くは東風または北風によって、宇美に流れた。しかし日本海側の原発及びもんじゅなどが放射性物質を放出した場合、大半が内陸に放出され、放射性物質の拡散範囲とその量は膨大になることが容易に予想される。放射性物質拡散の予測として2012年3月3日、美浜原発の2^号の地点から風船を飛ばした。1時間30分程度で約60km離れた岐阜県垂井町で到着が確認された。約2時間で100^号離れた岐阜県可児市、2時間30分で約80^号間岐阜県岐阜市内で到着が確認された。つまり、岐阜県は福井の原発やもんじゅの被害の地元である事が明らかとなった。こうした実例から、少なくとも、100^号の範囲を一部でも含む事が必要である。

(2) 100km 県内を最低としたうえで、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)またはWSPEEDIでシミュレーションを実施し、より地勢や気象に即した放射性物質の拡散範囲を把握し、その拡散範囲の一部又は全部を含む都道府県も協議の対象に含めるべきである。

2. ②の要件の必要性に関するご意見について

政令で定める要件について、2つの要件両方に該当でなくて、いずれかに該当すべきに変えるべき。防災計画へ反映しなくても実際災害が起きた時に影響が懸念される区域の自治体には、当該計画の作成・変更についてしっかり協議すべきだと思います。

・政令で定める要件について

②「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」

との項目があるが、地域によっては事業者と自治体間の意思疎通等の不足からそもそも「地域防災計画の具体的な策定が困難」となるケースも想定される。

これを解消するため、②項を「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること、または地域防災計画の策定を予定していること」に修正し、現段階で計画が具体的に制定されていなくても、将来的に制定する意思がある・準備等を行っている場合には政令で定められるようにするべきである。

意見内容「都道府県が以下の要件のいずれかに該当すること。」とすべきである。

理由

・現在、国の防災対策指針も見直しの途中である

・50 km圏内および SPEEDI/WSPEEDI の試算による放射性物質の拡散範囲に含まれる範囲を含む都道府県であれば、原子力防災計画がすでに策定されていなくても防災の当事者であることには変わりがない。

都道府県が以下の二つの要件の両方に該当すること。

「都道府県が以下の要件のいずれかに該当すること。」 とすべきである。

[1]、[2]は両方の要件を満たさなくても、どちらか一方を満たす場合は対象とすること。そもそも同法の対象となっていないために「原子力災害に関する地域防災計画」を定めていない自治体が大半であるのに、計画の策定を要件とするのは要件として矛盾しています。

現在、原子力防災計画が存在しない自治体も対象とすべきであり、国はその様な自治体における原子力防災計画の策定に十分な支援を行うべきである(例えば SPEEDI のシミュレーション結果の提供など)。

1 該当箇所 政令で定める要件②2 意見内容 政令で定める要件②は不要とすべきである。3 理由仮に各都道府県が「原子力災害に関する地域防災計画」を定めていない場合であっても、各都道府県は、原子力事業者の「原子力事業者防災計画」の作成に対し意見を述べるができるし、住民の安全を守る責務を負う都道府県の意見は可能な限り「原子力事業者防災計画」に反映されなければならない。したがって、各都道府県が「原子力災害に関する地域防災計画」を定めていることは不要である。なお、本件改正により、いかなる範囲の都道府県が含まれるかが決定すれば、「原子力災害に関する地域防災計画」をいまだ定めていない各都道府県も、直ちにその作成に着手することは明らかである。原子力事業者に対し、各都道府県が「原子力災害に関する地域防災計画」を定める途上であることを理由に協議の拒否ができる余地を認めてはならない。

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第2項における事業者防災計画の協議先としては、「当該原子力事業所が所在する市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の都道府県知事」を新たに加えるだけでは不十分である。EPZの範囲を仮に30キロに設定するのであれば、その30キロ圏内にある市町村の首長も協議先に加えるべきである。その際に原子力防災計画がすでに策定されていなくとも、協議先として認めるべきである。理由は、原子力防災計画を個々の自治体で策定することは大変負担が大きく、原子力防災計画の有無を条件にすることはふさわしくない。

(意見)

都道府県が以下の二つの要件の「いずれか」に該当すること。

(理由)

SPEEDI(WSPEEDI)の過酷事故シミュレーションにより、影響を受けうる地域が含まれる都道府県は、基本的に原子力に関する地域防災計画を定める必要がある都道府県である。原子力防災に関する計画をまだ策定していなかったとしても、国民を原子力災害から守るためには必要なものであるから、策定するよう国は指導すべきである。それに時間がかかるとしても、協議の対象として排除してはならない。

・「都道府県が以下の要件のいずれかに該当すること」とすべきです。それは、現在、国の防災対策指針の見直しの途中であることと、50km 圏内およびSPEEDIの試算による放射性物質の拡散範囲に含まれる範囲を含む都道府県であれば、防災の当事者であることになると思います。

(意見内容)

「二つの要件」を「1つ以上の要件」とすべき。

(理由)

原子力災害対策特別措置法第7条第2項では、防災について協議すべき「関係周辺都道府県」の定義に「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」という条件はなく、計画がなければ災害を想定できないわけでも、防災について協議できないわけでもない。

【該当箇所】 都道府県が以下の二つの要件の両方に該当すること。

【意見内容】 「都道府県が以下の要件のいずれかに該当すること。」 とすべき【理由】 原子力災害に関する地域防災計画を定めていない地域でも、被ばくによる危険は変わらない為。

「都道府県が以下の二つの要件の両方に該当すること。」と、ありますが、「都道府県が以下の要件のいずれかに該当すること。」とすべきです。

理由

80 km圏内およびSPEEDIとWSPEEDIの試算による放射性物質の拡散範囲に含まれる範囲を含む都道府県であれば、原子力防災計画がすでに策定されていなくても防災の当事者であることには変わりがないと思います。政府は国民の生命を守るのが第一の仕事のはずです。防災計画があろうが無かろうが、国民を守るための想定をしておいてください。放射線の飛散は同心円状に広がるのではなく、天候や風向きに左右されるので、被害の可能性がある自治体は、たとえその自治体の一部分であるとしても、地元とみなすべきです。

【該当箇所】

②「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」について

【意見内容】

②は廃止する。

【理由】

原子力災害が及ぶと予想される地域に災害計画を定めておくことは当然であるため。

(2)の要件が含まれる理由が適切とは思われません。地域防災計画を定めていようといまいと、原発事故が起これば汚染プルームは容赦なく流れてくるわけですから。この項目は不要と考えます。

30km でなく 50km を最低とし、さらに SPEEDI や WSPEEDI の試算によって放射性物質の拡散する範囲に入っていれば、原子力防災計画をつくっていなくても協議対象とすること

* 「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」 * 「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」は 2 つとも認められない。「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 200km の区域の全部又は一部をその区域に含んでいること」だけであるべきと考えます。

2 の(1)(2)はどちらも適切でなく、要件は「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 200km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とすべきです。

<理由>

2011 年 3 月の東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故により、原発から 200km 離れた東京周辺でも、高濃度の汚染が認められています。よって、200km 離れていても、原子力災害の予防対策を講じるべきです。

都道府県が以下の二つの要件の両方に該当すること。について。

意見

現在、国の防災対策指針も見直しの途中であり、もし放射能が拡散されれば原子力防災計画がすでに策定されていなくても防災の当事者です。「都道府県が以下の要件のいずれかに該当すること。」 とすべき。

まる2の「地域防災計画を定めていること」は不要である、むしろまる1の範囲に入る自治体はすべて原子力に関わる防災計画を定めることを必須にすべきだと考えます。

「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」

この要件は不要。そのような防災計画を定めるようすべての自治体に働きかけるべきで、定めていないなら除外というのは間違っている。

1 「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」
2 「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」は 2 つともダメである。「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 200km の区域の全部又は一部をその区域に含んでいること」だけであるべきと考えます。

<該当箇所>2. 政令で定める要件 (1) 「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」 (2) 「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」の部分<意見内容>2 の(1)(2)はどちらも適切でなく、要件は「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 200km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とすべきです。<理由>2011 年 3 月の東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故により、原発から 200km 離れた東京周辺でも、高濃度の汚染が認められています。よって、200km 離れていても、原子力災害の予防対策を講じるべきです。

要件 2 については不適切で不要と考える。

原子力災害に係る地域防災計画を策定していない自治体を協議先に含まないとする要件は削除すべきです。放射性物質の降下だけではなく、瓦礫等及びゴミの焼却と食物・人間・自動車等を含む放射性物質の移動・拡散による影響が健康被害を及ぼす可能性があるからです。

政令で定める要件の(1)「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」は 2 つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 300km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきと考えます。今回の福島原発の事故においては、原発から 200km 離れた東京都や千葉県、埼玉県にいわゆるホットスポットと呼ばれる高濃度の汚染地域が出現して、深刻な健康被害が懸念される事態に陥っただけではなく、300km 程度離れた群馬県西部、神奈川県西部、静岡県東部においてさえ、シタケやお茶などの農産物がセシウムに汚染され、深刻かつ長期的な経済的な損失が発生したので、この程度の距離の自治体が防災業務計画の作成・修正に無関係ということはありませんと考えるからです。

福島核災害において、セシウムやヨウ素などの放射性核種は 30km 圏をはるかに超えて、首都圏どころか静岡県にまで達し、農業に多大な打撃を与えている。福島原子力発電所から南西側である首都圏および北関東ですら深刻な放射能プルームの襲来を受けており、多くの原子力発電所の東側に大都市、居住圏、農業圏の存在するわが国では、原子炉過酷事故が生じると、原子炉の風下数百キロに渡って、甚大な被害を発生させることは自明である。政令で定める要件の(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は 2 つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 300km の区域および東側 120 度の扇形区域の、全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきである。

「原子力事業者防災業務計画とそれぞれの地域の実情が反映された地域防災計画との整合性を図ることであるため、緊急防護措置準備区域の範囲内にあっても原子力災害に係る地域防災計画を策定していない自治体は協議先に含まれない。」とありますが、実際に事故が起こったとき「原子力災害に係る地域防災計画を策定していない自治体」こそ対応に苦慮するのではないのでしょうか。被害は同心円上に広がるものではありませんが、事前の意思表示や事後についての対応は距離が同程度であるのに自治体の違いで差が出るようなことは避けるほうがよろしいように思います。

(意見)政令で定める要件(1)「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」はどちらも適切ではない。

「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所からの距離は関係無く、影響を受ける全ての地域をその区域に含むこと」の一文のみを要件とするべき。

(理由)昨年の福島原発の事故において、福島第一原発から 200km 程度離れた千葉県柏市及び松戸市、東京都葛飾区、江戸川区等の東部において、多数のホットスポットが発見されている。この中には線量が福島市よりも高い場所も存在し、一般市民からの通報で市区町村が再調査し除染が行われている状況である。また、農作物や海産物の汚染等の一次産業への影響、外部被曝や内部被曝による住人の健康への影響、女性の出産や育児への影響も懸念される。

原子力発電所の災害が起きた場合、該当サイトから電力を供給されている地域の電力供給の問題、他地域からの電力融通の問題、電力が不足して大規模停電が起こる可能性等も考慮すると、安易に距離を先に制定しておいてその距離を根拠にするのではなく、何かしらの影響を受ける可能性がある自治体全てが防災業務計画の作成・修正に関わるべきと考えるからである。

東京電力福島第一原発事故において、4号機使用済み燃料プールの冷却が不可能となった場合、(原子力委員会によると)最悪のケースでは170km圏移住、250km圏避難の可能性が想定されていたこと、またこれを回避できたのが、過去の工事の施工ミスと3号機の水素爆発という「運」によるものが大きかったことを踏まえれば、政令で定める要件である(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は両方共に適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から200kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とすることを強く希望します。今回、格納容器の大きな破損がなかった(とされている)にも関わらず、原子炉から170km程度離れた地域でも除染を必要とする汚染があったこと、またさらに遠い250km圏でも少ない数の住民(特に子育て世代)の避難、移住が発生していること、さらには関東東北の広い範囲で、農水産物等の汚染と買い控えが続いていることを考えれば、原発事故の防災圏は200kmとするのが当然だと考えます。

(意見内容)

「都道府県が以下の要件のいずれかに該当すること。」とすべきである。

(理由)

福島原発事故を受けて、全てが今までの規則・規定などの法整備をしている最中であり、従来の30km圏内、立地自治体だけの被害想定では不十分であることが明らかになった。立地自治体だけでなく、被害自治体も含めた、国全体、さらには国際問題にも発展する。よりシビアなアクシデントを想定すべきである。

「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」

の条件は不要です。被害が及ぶか否かと全く関連性が無い条件を、さりげなく紛れ込ませるような事は止めて下さい。

後者の要件についてであるが、都道府県が原子力災害に関する地域防災計画を定めているかどうかという問題と、協議の対象になるかどうかという問題は別物である。上記計画を定めていない場合でも原発事故が起こった際には被害をうけることになるのであるから、後者の要件は不要である。

(意見)政令で定める要件(1)「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」はどちらも適切ではない。

「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所からの距離は関係無く、影響を受ける全ての地域をその区域に含むこと」の一文のみを要件とするべき。

(理由)昨年の福島原発の事故において、福島第一原発から200km程度離れた千葉県柏市及び松戸市、東京都葛飾区、江戸川区等の東部において、多数のホットスポットが発見されている。この中には線量が福島市よりも高い場所も存在し、一般市民からの通報で市区町村が再調査し除染が行われている状況である。

また、農作物や海産物の汚染等の一次産業への影響、外部被曝や内部被曝による住人の健康への影響、女性の出産や育児への影響も懸念される。原子力発電所の災害が起きた場合、該当サイトから電力を供給されている地域の電力供給の問題、他地域からの電力融通の問題、電力が不足して大規模停電が起こる可能性等も考慮すると、安易に距離を先に制定しておいてその距離を根拠にするのではなく、何かしらの影響を受ける可能性がある自治体全てが防災業務計画の作成・修正に関わるべきと考えるからである。

区域の範囲は、30km では不十分です。1 は「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から最低50 km との区域の全部又は一部をその区域に含むこと」すべきである。また、50km 圏内および SPEEDI/WSPEEDI の試算による放射性物質の拡散範囲に含まれる範囲を含む都道府県であれば、原子力防災計画がすでに策定されていなくても防災の当事者であることには変わりがない特に水源を管理する都道府県には必ず情報を開示し、協議に参加する権利を与えるべきだ。水がなくて何が経済で、電気が必要で、何が豊かな暮らしなのか、ちゃんと行政や企業は考えるべき。水、食料、土地がダメになったら、経済も暮らしも、政府も、官僚という仕事もなりたないということを認識すべき。以上の理由から、いずれかの要件を満たした都道府県を協議の対象に含めるべきである。

二つの条件ともではなく、いずれかにすべきである。様々な要因によって、地域防災計画を策定できない市町村も存在する。それらが自動的に含まれるようにすべきである。

2. 政令で定める要件

都道府県が以下の二つの要件の両方に該当すること。

(1)「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」

(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」

とあるが、(1)は最低 50km、(2)は現在定めていなくても計画を準備中とみなし、距離の範囲内か計画を持っているかのいずれかを満たせば協議先とすべきである。

福島第一原子力発電所の事故で、飯館村はその全域が、放射線量が年間積算 20 ミリシーベルトに達する怖れがあるとする「計画的避難区域」に指定されたが、村の多くの部分は福島第一原発から 30km 圏の外に位置している。よって 30km は不十分である。また放射能汚染は同心円状とは限らないので、SPEEDI 等の放射能影響予測の結果に基づき、放射能汚染のおそれがあるより広い範囲の自治体をも対象とすべきである。

<意見>

政令で定める要件の(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」および(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は2つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 250km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきと考えます。

<理由>

実際、福島第一原発事故では、放射性降下物は 250km 圏内を超えて拡散し、250km 近く離れた群馬県内においても、除染が行われる必要があるほどの高濃度汚染地帯が発生し、農水産物など一次産業に影響を及ぼし、また地域住民の健康被害が懸念される事態が発生しています。従って、原発から 250km 程度の距離の自治体が、防災業務計画の作成・修正に無関係ということはありませんと考えるからです。

今回の東電福島第一の事故現状を見る限り、30km というのはあまりにも狭すぎます。飯館村や伊達市は直線的に汚染され、その後の風向きの変化で三春町や郡山市が汚染されたのを思えば、最低でも 50km です。また、天候や風向きなどで放射性物質が拡散する可能性のある範囲もそれに付加して協議対象とすべきです。更に、原子力防災計画がなくとも、上記の範囲に入る自治体地域は、協議対象とするのが当然です。目的は、国民の命を守ることであるならば、役所の業務処理の理論でなく、身内の命のこととして向き合い検討して頂きたいです。安心して暮らせる国、信頼できる国に今こそチェンジです！

我々「放射能防御プロジェクト」<http://www.radiationdefense.jp/>の首都圏土壌調査でも、福島第一原発の事故後の東京の土壌汚染平均値はセシウム合算で 460Bq/kg。23 区内は 800Bq/kg を超えている汚染状態で、大半が放射能の管理区域となりました。この状態では、東京で、健康被害の発生も十分に想定され、実際に、私たちが知る限り、数百人の子供の血液像に悪化が見られています。甲状腺の様々な悪化など、かなりの健康被害の報告も私たちのグループにあがっています。この観点から考えると、被害を想定するエリアは数十キロでなく、風向き等にもよりますが、最低でも 200km。できれば 300km の範囲が事故の影響範囲と想定すべきです。政令で定める要件の (1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は 2 つとも妥当ではありません。「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 300km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」とするのが、現時点で、妥当と考えます。これは「放射能防御プロジェクト」という団体見解でもあり、私個人の見解でもあります。

政令で定める要件の

1「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」

2「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」

上記二つはどちらも不適切で、1 は 30km でなく 300km、2 は計画策定の有無に関わらず、とすべきです。

福島第一原発の事故による健康被害の範囲を鑑みれば 300km の範囲は否応なしに関わらざるを得ないと考えるからです。

政令で定める要件について以下の内容とすることを要請します。(変更案)都道府県が以下のいずれかの要件に該当すること。1)「実用発電用原子炉、再処理施設及び高速増殖炉を設置する原子力事業所から 170km の区域の全部または一部をその区域に含むこと」2)「原子力防災に関する地域防災計画を定めていること」(理由)福島第一原発事故に際して、炉心溶融の進展、外部からの冷却作業の可能性など、状況によっては首都圏住民の避難計画も検討されました。また、当時の菅首相は、東海地震の震源域に立地する浜岡原発の全機停止を中部電力に要請し、現在浜岡原発は運転を停止しています。今後、すべての原発を再稼働させることなく廃炉とするならば、使用済み核燃料プールを対象した事故想定となりますが、現在の政府からは即時廃炉の方針が示されていません。再稼働を前提とした法整備を図るということであれば、炉心溶融や核暴走などの過酷事故を想定した対策範囲として、少なくとも浜岡原発から東京までの距離の 170km に設定すべきです。また、再処理工場および高速増殖炉は事故発生時のリスクが高いのでこれも含めるべきです。この基準により、沖縄県を除くすべての都道府県はいずれかの原子力事業所の対象区域となり、万が一の事故においても相互に補完し合える関係を築くことが可能になります。関連する法令の整備にあたっては「170km」基準を採用されるよう強く求めます。

(意見)

・該当箇所 2. 政令で定める要件 (2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」については、全文を削除すべき。

(理由)

・過酷事故の場合の放射性物質拡散シミュレーションに基づき、防災の当事者性について判断する必要があると思います。計画のあるなしで判断することは適切とは思えません。

要件(2)に関しては、今後このような事態に自治体すべてが意識的になり、防災計画はどの自治体も備えているようになれば問題ありませんが、上記の(1)の条件を 200km とした場合、当事者に組み入れられることになる自治体がいきなり防災計画を持っているとは思えないので、条項を削除するか、経過期間として 1 年など十分な時間をとり、その間は防災計画がなくとも協議対象に該当する特別措置をとるか、いずれかが望まれます。

今回の福島原発災害においては、原発から 200km 程度離れた千葉県、東京都においても、部分的に高濃度汚染地帯が発生した。そもそも原発災害において、汚染被害を同心円モデルで試算することが現実的でないことは明らかである。健康被害が懸念されたり、除染が行われる必要があるほどの汚染が発生する状況は、風向き、天候などの要素によって帯状に、あるいは飛沫状に、距離としては 200-300km の範囲で広がる可能性を考慮に入れなければならない。(それでもまだ距離的に足りないという議論もあるが。) 従って、政令で定める要件の (1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は、まず科学的に2つとも適切ではない。(1)については少なくとも 100~200km、本来ならば 300km 範囲内の自治体をEPZの対象に入れること、(2)の地域防災計画については今後日本中のすべての自治体が備えるべきものではあるが、3年程度の暫定期間を置いて計画の作成を急がせながら、暫定期間内では防災計画の有無に関わり無くEPZの対象とするべきである。地震を含めた災害がいつ来るかについては完全な予想はできないが、地震の多発期に入った日本においては明日にもありうることである。また、福島原発事故の原因が、津波だけでなく地震によるダメージの要素が大きかったこともすでに明らかになっている。慎重な議論を重ねて国民の生命・健康の維持と、国土と環境の保全に役立つ制度改正こそが信頼を高めるものと信ずる。

電力会社が原子力事業者防災業務計画をつくったり修正したりする時に、意見を聞く対象とすべき自治体の範囲(以下、協議対象)は、

- ・実用発電用原子炉、再処理施設および高速増殖炉を設置する原子力事業所から300km の区域の全部または一部をその区域に含む範囲を協議対象とすること、
 - ・上記の範囲に入っていれば、原子力防災計画をつくっていなくても協議対象とすること、
- としなくてはならないと考えます。

(理由)

福島第一原発事故の影響は住民の緊急的避難だけではありません。拡散した放射性物質による汚染は、遠く、岩手県、群馬県、千葉県、静岡県にも達する広範囲の地域で、今も深刻な影響を及ぼし続けています。その範囲は、福島第一原発から直線距離で300kmを超える遠方にも広がっています。これらの地域は、学校などの除染、農林水産物の汚染対策などを迫られるだけではありません。単なる経済的被害にとどまらない、文化や精神にも及ぶ大きな傷を受けています。このような被害は、今回の事故の限って考えても、事故発生時の気象条件などによって、福島第一原発から最低でも300kmの範囲に含まれる全ての自治体に潜在的な可能性があったわけです。今回の事故では大量の放射性物質が太平洋上へと拡散しました。このことを考えると、潜在的な汚染地域は500km、1000kmの範囲にも広がります。

文面 1 政令で定める要件の (1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は 2 つとも適切ではなく、現実には、福島第一原発より飛来した放射能物質は関東全域を汚染し、中には柏市や世田谷などのように福一より離れているにも関わらず高濃度での汚染がみられます。

協議の要件の二つ目に、地域防災計画が策定されていることを必要とすることに反対します。

理由:緊急時の対策が準備されている必要がある範囲内で、防災計画もできていないところがあるなら、原発の運転をスタートさせてはならないということであって、協議の要件とすべきではない。

(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は 2 つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 300km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきと考えます。

なぜなら、このたびの東京電力福島第1原子力発電所の事故によって、原発から約 200km 離れた千葉県柏市をはじめとした東葛地区やそれよりも離れている千葉県の東京湾臨海部の JR 総武本線及び JR 京葉線の沿線の自治体や東京都においてさえ、健康被害が懸念され、除染が必要とされる汚染状況になっているため、原発からの直線距離が同程度の自治体が、原発事故に対する防災計画に無関係であってはならないと考えるからです

今回政令案において、(1)「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」は 2 つとも適切ではない。「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 200km の区域の全部又は一部をその区域に含んでいること」だけであるべきと考えます。

「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」についてですが、※2「原子力災害に係る地域防災計画を策定していない自治体は協議先に含まれない」は問題があります。それら自治体にも住人が生活している以上、こうした自治体とは「協議不能」なものですから、「協議できる状態になるまで原子力事業者は計画を凍結する」とすべきです。

政令で定める要件の (1)「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」は 2 つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から 200km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきと考えます。

変更案

都道府県が以下のいずれかの要件に該当すること

1「実用発電用原子炉、再処理施設及び高速増殖炉を設置する原子力事業者から170kmの区域の全部または一部をその区域に含むこと」

2「原子力防災に関する地域防災計画を定めていること」

理由

福島第1原発事故に際して、炉心溶融の進展の可能性など状況によっては首都圏住民の避難計画も検討されました。又当時の菅首相は東海地震の震源域に立地する浜岡原発の全機停止命令を中部電力に要請し現在浜岡原発は運転を停止しています。

今後全ての原発を再稼働せず廃炉にするならば、使用済み核燃料プールを対象とした事故想定となりますが、現在政府は即時廃炉の方針をしめしておりません。再稼働を前提とした法整備を考えるというのであれば、炉心溶融や核暴走などを想定した対策範囲として、少なくとも浜岡原発から東京までの距離170kmに設定すべきです。この基準により沖縄を除くすべての都道府県はいずれかの原子力事業所の対象地域になり、万が一の事故においても相互に補完しあえる関係を築くことが可能になります。

関連する法令の整備にあたっては170km基準を採用されますよう強く求めます。

政令で定める要件の(1)「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」は2つとも適切ではなく、「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から200kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきと考えます。

政令で定める要件の(1)「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」(2)「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること(※2)」は2つとも適切ではなく、

「実用発電用原子炉(※1)を設置する原子力事業所から最低100km～200kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」だけであるべきと考えます。

(理由)実際に福島第一原発の例を見ても百km圏内は避難や移住といった災害初期の対応が必要となります。また原発の事故において原発から200km程度離れた千葉県、東京都において、健康被害が懸念され、除染が行われる必要があるほどの高濃度汚染地帯が発生したので、この程度の距離の自治体が防災業務計画の作成・修正に無関係ということはありません、福島200km圏内は放射性物質の拡散により、農産物など一次産業や育児への影響も懸念される為、経済的・生活的に関係地域として扱うべき、と考えるからです。

意見：該当箇所1, 2ともに適切ではない意見内容：・放射性物質の拡散は風向きによって決まるので、半径何キロというような距離だけの指標で判断すべきではない・30 kmでなく50kmを最低とし、さらに SPEEDI や WSPEEDI の試算によって放射性物質の拡散する範囲を協議対象とすること上記の範囲に入っていれば、原子力防災計画をつくってなくても協議対象とすること(理由)(1)この改正の根拠とされている「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」(「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について中間とりまとめ)では、「UPZ の外においても、事故発生時の初期段階では放出された放射性核種のうちプルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくの影響が想定される。」「東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEA の安定ヨウ素剤予防服用の新たな判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から概ね 50 kmに及んだ可能性がある」と記されている。また、東京電力福島第一発電所事故により計画的避難区域となった飯館村も50km圏である。よって、30 kmでは不十分であり、最低50kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこととすべきである。(2) 東京電力福島第一発電所事故では、被害は同心円に広がるわけではないことが確認された。よって、50km圏内を最低としたうえで、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)またはWSPEEDIでシミュレーションを実施し、より地勢や気象に即した放射性物質の拡散範囲を把握し、その拡散範囲に一部または全部を含む都道府県も協議の対象に含めるべきである。

3. 実用発電用原子炉に限定することに関するご意見について

実用発電用以外が対象となっていないのは、考えられないので早急に対象となるようにすべきである。特にもんじゅはナトリウム漏れを起こした場合収束できる手段がないので、放置するしかないその場合は200キロから300キロの防護範囲が必要です

実用発電用原子炉からの距離のみを、防災計画の制定の基準にしているが、それだけでは不足である。使用済み核燃料プールからの距離も防災計画の制定の基準にすべきである。

再処理施設や研究開発段階の原子炉等も実用発電用原子炉同様周辺地域住民は常に危険に晒されています。これらを除外する理由がありません。含める事を要望致します。

〇2ページ目 2. 政令で定める要件 ①の項の※1について

対象施設として、研究開発段階炉である「もんじゅ」「ふげん」は対象外とされていることについて

・意見およびその理由

現行の防災指針においても、「もんじゅ」「ふげん」のEPZの目安距離は、実用発電用原子炉と同じ「8～10キロ」とされてきている。

さらに「もんじゅ」においては、冷却材にナトリウムを用いていることなどから、実用発電用原子炉より過酷な事故が発生することも想定される。

したがって、「もんじゅ」「ふげん」に関しては、概ね30キロのUPZとならず、8～10キロの従前のEPZのままというのは問題と考える。

今般のEPZ見直しは実用発電用原子炉に限定されており、研究開発段階炉が含まれていないならば、暫定的であっても、実用発電用原子炉と同様に、関係周辺都道府県の要件の対象施設に含めるべきである。

(意見内容)

原子力事業所を「実用発電原子炉に限定」するのではなく、「原子炉を含む核関連施設」にするべきである。

(理由)

危険なのは実用原子炉だけではなく、「再処理施設」や「もんじゅ」、「最終処分場」などが実用原子炉と同等もしくはそれ以上に危険な原子力事業所が多数であることは自明である。

福島第一原発の爆発事故により原子炉だけでなく、使用済み核燃料保管施設も危険な施設である事が国民に明らかになった。については全国にある福島第一原発を含む 54 基の実用原子炉だけでなく、再処理施設・研究段階の原子炉施設などもこの区域を設置する対象となるべきであり、周辺自治体、周辺住民は協議の区域は 80 キロと考えるべきである。

(意見内容)

「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所」を「原子力事業者」とすべき。

(理由)

「今般のEPZ見直し」の趣旨よりも原子力災害対策特別措置法の趣旨が優先されるべきであり、同法第7条第2項にあるように「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所」ではなく同法第2条3項で規定した「原子力事業者」とすべき。

対象を再処理施設や貯蔵施設に拡大すべきである。

今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえると、原子力発電所(商業用に限らず、もんじゅなど

の実験炉も含めて)の立地自治体だけでなく、少なくとも 300km 圏にかかる自治体全てを対象とすべきでしょう。

実験炉や、再処理工場も規制するべき。どうしてできないのか？

実用発電用原子炉に限定されているとありますが、再処理施設や研究開発の原子炉も事故を起こしますし、放射能は同じように拡散します。

福島第一原子力発電所事故はいまだ収束せず、今も放射性物質を放出し続けています。汚染水の海への放出の可能性も含め、汚染範囲の増加は予断を許しません。このような現状を踏まえれば、他の実用発電用原子炉を設置する原子力事業所についても、稼働事故時・廃炉作業事故時 共に広範囲の設定をすべきと考えます。

再処理施設には使用済み核燃料棒もたくさん保管されることから、実用発電用原子炉のみではなく再処理施設も対象にする必要があると考えます。

一たび事故があった場合、放射能拡散による被害をもたらすのは、実用発電用原子炉に限るものではなく、再処理施設や研究開発段階の原子炉等も同様ですので、下記の注1 により、対象を限定すべきではありませんので、注1は削除すべきです。

1.については、実用発電用原子炉に限定すべきではありません。他の原子力関連施設すべてを含めるべきです。

「再処理施設や研究開発段階の原子炉等は含まれていない」とあるが、六ヶ所村再処理施設、高速増殖炉もんじゅなどの周辺地域も当然含むべきである。除外する理由がまったくない。

(変更案)

都道府県が以下のいずれかの要件に該当すること。

- 1.「実用発電用原子炉、再処理施設及び高速増殖炉を設置する原子力事業所から170km の区域の全部または一部をその区域に含むこと」
- 2.「原子力防災に関する地域防災計画を定めていること」

(理由)

福島第一原発事故に際して、炉心溶融の進展、外部からの冷却作業の可能性など、状況によっては首都圏住民の避難計画も検討されました。また、当時の菅首相は、東海地震の震源域に立地する浜岡原発の全機停止を中部電力に要請し、現在浜岡原発は運転を停止しています。

今後、すべての原発を再稼働させることなく廃炉とするならば、使用済み核燃料プールを対象した事故想定となりますが、現在の政府からは即時廃炉の方針が示されていません。再稼働を前提とした法整備を図ることであれば、炉心溶融や核暴走などの過酷事故を想定した対策範囲として、少なくとも浜岡原発から東京までの距離の170kmに設定すべきです。また、再処理工場および高速増殖炉は事故発生時のリスクが高いためこれも含めるべきです。

この基準により、沖縄県を除くすべての都道府県はいずれかの原子力事業所の対象区域となり、万が一の事故においても相互に補完し合える関係を築くことが可能になります。

関連する法令の整備にあたっては「170km」基準を採用されるよう強く求めます。

「全原子炉と再処理施設において設置する原子力事業所から 300km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」

原発からの距離は 30km では狭すぎます。少なくとも 300km は放射能雲により直接汚染される可能性がありますので、地元として考えるべきです。原発で事故が起これば海外にも放射能汚染を拡散してしまいます。海外では福島事故による汚染の補償問題も起こるかもしれません。日本中の国民と土地が放射能雲や、食物から少なからず被曝する事は間違いないのです。「再処理施設や研究開発段階の原子炉等は含まれていないことによる。」と有るがこれも再考するべきである。事故を起れば同じ様に甚大な被害が出るのですから広範囲を地元とし協議する必要がある。

・再処理施設、研究開発実験炉を、原子力災害対策特別措置法施行令で保護しないのはおかしい。リスク発生は同等であるはず。

対象設備を「実用発電用原子炉」のみに限定しておりますが、もっと危険な「再処理施設」や液体ナトリウムをつかっている高速中性子増殖炉「もんじゅ」等の「研究開発段階の原子炉等」も同施行令の対象に入れるべきだと思います。

商業炉のみに限定する必要性がない。再処理設備なども含めるべきである。

再処理施設や研究開発段階の原子炉等も合わせて見直すべきである。取り扱う放射性物質の量に応じて距離を考えるべきではないか。

要件を以下のとおりに改正することが望ましい。

「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から50キロの区域の全部または一部をその区域に含むこと」（EPZ 見直しは実用発電原子炉だけでなく、研究開発段階の原子炉等も含むことも可能にする。なお再処理施設は別途廃止する法改正を行うこととしたうえで、施設撤去完了まで実用発電原子炉と同じものとみなすこととする）

実用発電用原子炉に限定することなく、再処理施設や研究開発段階の原子炉等も含むべきである。危険性において後者が前者に劣るということはありえない。「今般のEPZ見直しは実用発電用原子炉に限定されている」というのはそちらの勝手な土俵設定であり、当方の知ったことではない。

実用発電用でなくても事故がある可能性はあるので、すべての原子炉とすべき。また、燃料によっては影響がことなるので、プルトニウムを扱う施設がある場合は、より広範囲とすべき。

「実用発電用原子炉、再処理施設及び高速増殖炉を設置する原子力事業所から170キロメートルの区域の全部または一部をその区域に含むこと」とすべきです。再処理工場および高速増殖炉は事故発生時のリスクが高いのでこれも含めるべきです。

「実用発電用原子炉に対する 30km の区域」のみが原子力防災が必要なわけではありません。昨年 3 月に発生した福島第一の事故では関東東北東海の広範囲が放射能汚染されたことを見れば 30km 圏内の防災対策では不足し少なくとも 300km 圏内で原子力防災対策が必要なのは明白です。従って国内の全ての「実用発電用原子炉」について 300km 圏内は原子力災害の「被害地元」として想定し、協議対象に含めるべきです。

要件において、もんじゅならびに六ヶ所村再処理工場は除外と思われる。 どう考えても、国民の安全、美しい国土、将来のことを考えているとは思えない。

実用原子炉以外にも、再処理施設、実験炉もその対象施設とすべきだ。実用原子炉ばかりでなく、これら施設からも「恒常的に」放射性物質の漏洩が行われている事情を認めて、広範の地域への注意喚起と対策が行われるべきだ。コスト上の問題で、それらの対象関係周辺都道府県を狭小化せざるを得ないというのであれば、それこそ今日の原子力政策自体が「現実離れ」していると、言わざるを得ない。

<該当箇所>

2.法令で定める要件

1「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30Km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」

<意見>

実際に事故が起これば影響を受けるのはもっと広い範囲であることから、200Km 圏内とするべき。また、実用発電用でなくても事故がある可能性はあるので、すべての原子炉とすべき。また、燃料によっては影響が異なるので、プルトニウムを扱う施設がある場合は、より広範囲とすべき。

実用発電用原子炉に限定というのも撤回すべき。実験炉でも小さい事故は多発している。

実用発電用原子炉だけでなく、実験用原子炉にも適用してほしい。神奈川県には実験用原子炉があるのでかなり不安。

訂正案:「実用発電用原子炉、再処理施設、研究開発段階の原子炉を設置する原子力事業所から 50km の区域の全部または一部、風向き SPEEDI 等の情報により汚染が予測される区域を含むこと」